

1. 議 事 日 程 (5 日 目)

(令和6年那智勝浦町議会第1回定例会)

令和6年3月18日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

- 10番 津 本 ・ 光…………… 231
1. 道の駅「なち」について
 2. 国民大運動実行委員会の対町交渉から
 - (1) 会計年度任用職員の給与改善について
 - (2) 自衛隊への名簿提出について
 3. 那智勝浦町人権施策基本計画について
- 11番 勝 山 則 子…………… 254
- 能登半島地震を受けて
地方防災会議に女性委員を
避難所の状況について
避難所運営について
災害時のトイレ対策について
避難訓練について
予防接種等の助成について
- 3番 城 本 和 男…………… 263
1. 道の駅なちの「丹敷の湯」閉鎖にかかる経緯について
(利用者や地元に対しての説明は十分であったか、理解は得た
のか)
 2. 道の駅なちを今後どのように活用していくのか
(プロジェクトチームは単に赤字解消のために設けられた組織
か)
 3. 拙速に進められる県道下里太地線の都市計画道路決定について
(計画決定が急ではないか、現道の整備は、下里地内にどのよう
なメリットが)
- 5番 藤 社 和 美…………… 281
- ①当町にも若者議会を(若者の声を受けとめまちづくりに活か
す)
 - ②クマノザクラの保全、当町でもできる事、しなければならない
事
 - ③災害が起こる前から復興を考える時、まず庁舎の建て替えは最

9番 松本和彦…………… 295

- ①雇用の創出に向けた取り組み
- ②那智駅交流センターの利活用
- ③防災放送の多言語化の進捗、減災対策

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番	引地稔治	2番	吾妻正崇
3番	城本和男	4番	曾根和仁
5番	藤社和美	6番	西太吉
7番	加藤康高	8番	東信介
9番	松本和彦	10番	津本・光
11番	勝山則子		

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(17名)

町長	堀順一郎	副町長	瀧本雄之
教育長	岡田秀洋	参事(総務課長)	塩崎圭祐
総務課防災対策室長	増田晋	税務課長	中村崇
住民課長	太田貴郎	福祉課長	仲紀彦
こども未来課長	竹原大二	観光企画課長	吉中秀郎
農林水産課長	村井弘和	建設課長	楠本定
会計管理者	榎本直子	消防長	湯川辰也
教育次長	田中逸雄	水道課長	村上茂
病院事務長	寺本齐弘		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

事務局長	寺本尚史
事務局主任	上仲映豪
事務局主査	北郡克至

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番曾根和仁議長席に着く〕

○議長（曾根和仁君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、携帯電話の電源はお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（曾根和仁君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（曾根和仁君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問一覧表のとおり、通告順に従って、10番津本議員の一般質問を許可します。

10番津本君。

○10番（津本・光君） おはようございます。

それでは、通告に基づきまして一般質問に入らせていただきたいと思います。

まず最初に、道の駅のなちの問題ですが、私、地方自治と住民自治の観点から今回の丹敷の湯の閉鎖に対する署名、この辺につきましてその陳情書の採択に当たっては私は賛成をいたしました。その点から道の駅について幾つかの質問をしたいと思いますので、よろしく願います。

まず最初に、道の駅が造られた経緯ですが、それについて教えていただきたいと思います。もしそのときにできましたら目的も含めて言っていただければありがたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） お答えいたします。

無人駅となりました那智駅を中心とした浜ノ宮地区の再開発としまして、平成7年頃から検討が始まっております。駅前広場の整備、駐輪場、駐車場、駅のトイレの整備など、そのとき整備構想を取りまとめております。平成10年度に那智駅交流センターが完成しております。道の駅になりましたのは平成22年度、世界遺産情報センター、そして農産物直売所が今の場所に整備され、現在の道の駅の形となっております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そしたら、浜ノ宮地区の再開発ということで、それが丹敷の湯が造られた経緯なんですけど、それをもう少し分かったら教えてもらえますか、それできたら何でできたかという目的も含めて。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 丹敷の湯につきましても、平成10年度の交流センターの開設と併せてっていうところでございます。温浴施設につきましては、先ほど申しあげました浜ノ宮地区の再開発に併せた取組というふうに確認しております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 丹敷の湯を建てた当初、私の聞くところによりますと、盛り上げていくために様々な取組やイベントが行われたと聞いておりますが、具体的に教えていただければと思います。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 開設当時、那智駅交流センターの知名度アップというところで取組を行っております。内容としましては、大みそかから年明けにかけて餅つきや茶がゆの振る舞い、そして、町の花でありますツツジの配布なども行っております。そちらについては、当初開設の二、三年程度というふうに確認しております。

そしてまた、十数年前になりますが、年越しそば打ち体験やユズ湯風呂なども実施しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 道の駅を建てる際に当たっては、多分国の補助をかなり活用されたというふうにも聞いたんですが、そこはどうなんでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） すいません、今の問いは道の駅の平成10年度の話でしょうか、それか22年に道の駅のできたときでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 僕もそこらが分からないんで、どちらで国の補助を受けられたのかという。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） 丹敷の湯につきましては、平成10年あたりに全国的に国の補助を受けて入浴・入湯施設を造るのがかなり多く見られたんですが、うちの計画中に全国とも収支がよくないということで補助金のばらまきということで、うちも一旦は国の補助をいただいて計画しておったんですが、流れた記憶があります。

そして、1階部分については、農産物ということで国の補助をいただいて丹敷の湯をして、

2階の入浴施設については県の補助をいただいて建てたものでございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ありがとうございます。

それであれば、僕はそういう補助をいただきながら1階と2階とは国、県と違うわけですが、一定しっかり継続していくための、当初の盛り上げて取組をされたように、皆さんから集めた税金のほうを投入したということもあるわけですから、そういう意味で言うと、継続していく取組が大事じゃなかったかと思いますが、それが自然淘汰という感じでなくなっていったんでしょうか、そこらはどうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 知名度アップ、当初行ったイベントのお答えでよろしいでしょうか。

そちらにつきましては、餅つき、茶がゆにつきましては米の消費拡大という補助金を使っておりました。そしてまた、その補助金の終了に伴うところで一旦区切りをつけているというところでございます。そしてまた、そば打ち体験、ユズ湯風呂につきましても、人的負担、そして財政的負担、また誘客にもつながらないっていうところもありましたので、一旦そういうイベントは終了しているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） いろんな形で地域だけで、地方だけでやっていこうと思ったら大変な状態になりますので、それでいろんなことを支援を、補助を受けながらというのは理解をできると思います。

ただ、私はこちらに帰ってきてから今でちょうど15年たつわけですが、体験博の跡地とか、そういうふうなことも十分に生かされていないという感じがするわけで、ほんでしかしあいつた場所も花てまりの会の人たちなどが、団体の人たちがきれいにこの場所を維持していこうということで一生懸命に頑張っておられる姿もよく見られます。私はそんなこともあって、ちょうど熊野古道世界遺産登録の20周年のこの記念すべき年になりますから、これを機にリニューアルをしていくということで、道の駅全体のエリアの問題としてこのプロジェクトチームがつくられたのではと思っていたのですが、そこらあたりはどうなんでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） プロジェクトチームで考えることは、道の駅の中の赤字部門である入浴施設をどうするのか、また農産物の市場を絡めて、物産販売を絡めてどうするのか。そしてまたもう一つは、那智ブルービーチを活用して、駐車場も含めてになりますが、新しい観光の目玉になり得るかどうかの検証も併せてやらさせていただきます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） となれば、僕はブルービーチということであれば、道の駅の一部だけを言われるんじゃないかと、あそこの道の駅を中心としたエリアの問題で考えていたんじゃない

かなというふうに理解をします。

そういう点では、私はその辺を考えていくときにいろいろとしっかり取り組んでおられると思うんですが、記念すべき一年のこの20周年を今年迎えるわけですね。私は昨年12月の議会でもここで質問しましたが、20周年のこの一年のスタートを切ると、こういうときに私は町を挙げての歓迎モード、こういったものをつくっていく必要があるんじゃないかとかこのときも言ったと思うんです。そういう意味では、取組が遅いんじゃないかなと。

だから、そういう意味で今回を見ましても、熊野古道の世界遺産登録20周年の取組がほとんど町全体で盛り上げていこうという空気が見られない。そして、那智勝浦町のホームページ、観光機構のホームページを見ましても、この20周年の取組がほとんど紹介されていないと言っても過言じゃないかなと思います。ここらはその状態をどう思われますか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 20周年事業に関してお答えをいたします。

6年度の当初予算を御承認いただきましたので、今後和歌山県、それから三山協議会、観光機構や、また町内の関係寺社、こうした関係機関とも調整が整い次第、それぞれの団体において主催するイベントを含めまして町のSNSや観光機構のSNS、また関係機関それぞれがお持ちのSNSなどで連携して周年事業のPRに努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、のぼり等の啓発物資ですとか横断幕、こうしたものも完成次第、掲出していく予定とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 世界遺産20周年の取組、これを盛り上げていくためには、僕は年度当初からやらなければ駄目だと思いますが、しかしこの大事な新年のスタートの時期にこの丹敷の湯の閉鎖のほうが先に知らせとして出てきたと。それを聞いて私もびっくりしましたが、20周年の取組をしていくに当たってはこういった発表が逆に言うたら負のスタートになるとしか考えられないんですが、そこらはどう受け止められておられますか。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 今回の閉鎖については、利用者の皆様方には突然の案内となったというふうに思っております。しかし、今回ボイラーの不具合によりお客様に安全に入浴していただくことが困難となりましたので、突然の御案内となりました。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 道の駅は、12月のときにも観光企画課のほうで答弁で言われてましたが、広域観光の取組を考えていくということであれば、私は非常に重要な場所になっていくと思うんです。ほんで、私はこれをいつも前のときからも言っているんですが、私のほうで見まして20周年の取組というのが行政のほうとしてはあまり気にしていないんじゃないかなと。だ

から、のぼりやいろんな歓迎の横断幕、こういった取組のスタートも相当遅れてるというふう  
に僕は思います。そこらはどうなのでしょう。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） お答えをいたします。

のぼり等につきましては、予算を御承認いただきましたので、既に準備中という状況でござ  
いますが、年度が始まりまして早い時期にこれは対応可能なというふうを考えてございま  
す。

また、20周年の取組としましては1月早々にも、これはじゃらのクーポン等を活用しまし  
てそうした20周年というお題目もつけながらPRに努めてきているところでございます。

また、観光機構におきましても、3月24日、海山マルシェ等のイベントも予定されてござ  
いますが、こうした部分においても周年事業というふうな銘を打って実施しているところでござ  
います。

また、昨年秋でございますが、熊野那智詣、今までのあげいん熊野詣のイベントでございま  
すが、こちら20周年プレイベントという形で観光機構において実施をさせていただいていると  
ころでございます。

ほかにも様々ございますが、当町の大事な宝であります世界遺産、これをいろんな場面で活  
用しながらイベント、それからイベントに関する広報、観光機構、町、それから関係機関とと  
もに連携して今後も取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そういった、こういうことで取り組んでいきますよと、20周年記念とし  
て、ほんでそれを全国的にきちんとアピールをしながら誘客につなげていくというのが取組で  
はないでしょうか。だから、そういう点では、私、本当に遅いと思うんですよ。

道の駅は、歴史資料館もあって、前から言いますが、中辺路と大辺路のルートの中継点、こ  
ういうことから世界遺産熊野古道の、私はこの那智勝浦町での玄関口であってスタートの場所  
でもあると思いますが、そういった認識はないのでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） あくまで観光客の目線を大事にして考えた場合のこととしてお答  
えをさせていただきたいと考えてございます。

まず、熊野古道中辺路、大辺路ルートの中継点イコール町観光の玄関口とまでは言い切れな  
いのかなと考えてございます。あくまで観光客の目線、行動面から考えますと、那智山、それ  
から大門坂、にぎわい市場、紀伊勝浦駅周辺などが現在の主要な結節点と考えます。そうした  
主要な結節点間の経路上に現在の道の駅が所在しないために、観光の町の道の駅としてまず最  
優先すべき道路利用をした観光客、こういった方々の利便性に直結していない。そうしたとこ  
ろが大きな課題であろうかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 歴史認識でもないですが、本町のここのところで曼荼羅絵図もそうですが、一番基本は那智という場所がそういう町であって、そこにだから当初も私は道の駅も造られていったんじゃないかなと思います。

そういったことで、私はここが重要な場所になると思いますが、特に高速道路が完成した暁には、本町への受入れの玄関口、これがここにしていけないと、それこそ私は那智山へ行った後そのまま帰っていくか、そういった通過していくことで観光客の誘致にはつながっていかないんじゃないかということが一番心配してます。今でも通過していく観光バスがあるわけですから、その点も含めてどうお考えでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） お答えをいたします。

道の駅がまず道路利用者のための施設である以上、新宮那智勝浦道路インター立地を踏まえてまいりますと、道の駅なちが玄関口たるのは相当難易度が高い話かと考えています。これは、道の駅建設当初からバイパスにより車の経路が変わるであろうということは恐らく想像されたかと思いますが、予想どおり、これが顕在化している状況に今はあるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 道の駅は、隣の太地町なんかはそうですが、あそこが結局人が集まって、ほんで太地町へつながっていくという大事なああいうポイントをなしていると思うんです。

だから、そういう意味では、本町にとってはこの道の駅なちをどう進めていくかということでもしっかり考えていしないと、ただあそこがトイレ休憩だけのもんだという位置づけでいったら、私はこの熊野古道を中心とした本町の文化的な遺産、それこそ守っていけないんじゃないかなというふうに思います。

ほんで、さきの教育厚生常任委員会でも、中村覺之助氏の記念サッカー大会の開催についての質問があって、そこから中村覺之助氏の名誉町民としての位置づけ、この話で盛り上がりました。その際、話の中で出てきたことは、名誉町民としての中村覺之助氏をもっとたたえた取組にすべきではないかという意見も出て、私もそう思いました。しかもその紹介が交流センターと体育館に飾られているだけだというのはあまりにも私は寂しいんじゃないかという気がします。そういう意味で、そのことも道の駅の取組に生かすべきではないかという意見も出されました。

大門坂の駐車場には、日本代表選手の足形のモニュメントもあります。それと、中村覺之助さんの名誉町民としての記念の物、こういったものを一緒にしていくことも含めてそう考えていくことが大事じゃないかなと思うんですが、サッカー協会への殿堂入りの問題もそういう取組をしていくべきだということでの声も上がっていましたが、そういったことでそういう地

元のほうでそういう盛り上げをしていかないと、こういったものはなるものならないように  
は思います。名誉町民とした方への問題意識が私は低いように思えてなりませんけれども、そ  
の点はどうお考えでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） 名誉町民中村覺之助さんのことでございます。

道の駅的那智駅舎の向かって右のほうに民間有志で寄附を募って功績をたたえる石碑を建て  
させていただいております。そういうことも含めて、議員今おっしゃっていただいたように、  
覺之助さん、名誉町民、西田修平がもう一人おられるわけですが、サッカー絡みでいくと  
覺之助さんになりますが、そういうのも含めて6年度で予算を出していただいております大門  
坂駐車場のリニューアルについてのほう、そこにも含めて考えていきたいと、このように思っ  
ております。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ぜひそういったことも含めて、せっかく全日本サッカーの女子選手のそ  
ういった足形のモニュメント等もあるわけですから、有効に考えていただきたいなというふう  
に思います。

私、もう一度あそこの交流センターの問題の話に戻るんですが、先日ある著名な建築家とお  
話しする機会がありまして、その方の意見を聞いていますと、こんなすばらしい場所がせっか  
くあるのになぜ有効活用しないのかと、ほっておく手はないって、もったいないと言っておら  
れました。私もそれは同感でした。さらに、その方は1階にある交流センターを見られて、こ  
この照明の工夫や内装をちょっと考えるだけで売行きが全然違ってくるのになということも言  
っておられました。そして、建築家というのは負の遺産をプラスに変えていくことに設計の喜  
びも感じるんですよとも言うて付け加えられておりました。

私は、こんなすばらしいところを絶対なくしたらあかんとっておられたことには全く同感  
をいたします。ほんで、将来の投資としても私は大事だと思うんですが、そういった考えを持  
ってこのリニューアルに取り組んでいただけることはできないんでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） お答えをいたします。

あえて主たる経路を外して立地されている現在の道の駅でございますので、にぎわい創出を  
図っていくためにはかなりエッジの効いた魅力的目的物が道の駅自身に備わってくるというこ  
とがにぎわい創出に欠かせない条件になってこようかと考えてございます。現在地で活性化を  
目指していくという視点に立つならば、一旦施設内容の白紙化も視野に入れながら、民間によ  
る自由な空間活用の提案を募り、提案に沿った施設整備に町の資金投入も思い切って検討して  
いくなどの方針の転換も必要になってくるものかと考えてございます。

しかしながら、そうした民間の力を借りた場合におきましても、根本的な立地戦略面での不  
利、これを覆せるかどうかというものは未知数な部分もございます。戦略面における不利を戦  
術的な工夫でもって覆すということは、大変難易度の高いことではないかなというふうにも考

えてございます。そうした部分、現在地での改善なのか、それ以外のことも含めて一切聖域化せずに考えていくのか、そうした部分も含めながら幅広く検討する必要があるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 一番大事な経路から外れているという認識の仕方ですか、それは。それであれば、ここの何でこのところに、僕はそれは町の取組としてそれができていないことの表れだと思うんですよ、今までの経緯から見ましても。だから、それを簡単に白紙にする、それから民間活用も、それ僕は民間活用は大事だと思うんです。これは後でも言おうと思ったんですが、すさみ町の道の駅だってそうなんですが、それは民間活用を考えたらええと思うんですよ。けども、そこを、言うたらこれまで白紙化ということまで考えてるんやったら、僕は年々始早々にこういう報道が発表されました、丹敷の湯を閉鎖するという。しかも年末でしたか、新聞報道で町長の声も紹介されましたが。

そうして、もし当初からそういうことを考えていて計画を立てているのであれば、なおさらこの道の駅の問題、この構造をどうするかについては最初に浜ノ宮地区の再開発の問題として考えたわけでしょう。何でそこに、特にそしたら何で浜ノ宮のほうとの話し合いをまず優先させないんですか。それが話し合いでのいろんな取組の私は不手際だと言うんですよ。それ違いますか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 白紙化と申し上げましたのは、あくまで施設の内容に関してのことでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 有効活用をしていくときに、それはもういろんなことをゼロからスタートするというのは大事ですよ。大事です、いろんなことを考えていく上で。けども、僕はそこらは言葉には気をつけないけないと思いますよ。

白紙というのは全く何もない状態でやれということですよ。けど、現実には今の丹敷の湯があり、そして交流センターがあるわけですから、そこで生活されている人がおるわけですから、そのことを抜きにしてこういった問題は語られないと思うんですよ。だから、私はこの問題を話をするとき、まずいろんな地域の方の住民も聞いたらええと思うんですが、僕はそしたら最初にそういうことを考えていくのであれば、なぜ町政報告会とか、そういうとったところの場でそういった問題提起をしないんですか。それをやって、それでもう一つ浜ノ宮の住民の人たちにはしっかりと話を聞いて、それから始めるべきじゃないですか。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） 議員、1つお願いしたいんですが、入湯施設の閉めるって決めたのは12月の末、新年度予算の作成真っ最中でございます。というのも、先ほどありましたように、

ボイラーの故障によりもうそろそろ大規模修繕、取替え等が迫ってくるので、このまま安定したお湯の供給ができなくなるかもしれないと、そして今後10年間の施設、もう築25年たっておりますので、施設の大規模修繕等々を考えたときにはもう閉めたほうがいいのではないかという判断をしたので、町政懇談会とかそんなときにもう既に決めてたわけではございませんので、急遽施設の運営がうまくいかなかったので、12月にその方向を示させていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） なぜ私はここまで言うかといいますと、これは前の議会のときにも、9月でしたか、言いましたが、国からも今ある公共施設、社会資本についてはしっかり見直しをなさいという通達が出てるんですよ。だから、そういったことの中で、それであればなおかつそういう見直しも含めて考えていかなければならない、そういうふうに思うわけです。

ほんで、それでなくても、あそこをそういう閉鎖の方向でもし、言うたら白紙に戻すということも含めて、丹敷の湯を閉鎖するということも含めて、あそこでいろんな意味で私はつくったんだろうと思いますよ、つくったのは。ただ単にそこに温泉施設だけやられればええということじゃなくて、公営の温泉の在り方の問題にしてもそうですしいろいろ考えながらやったんだろうと思いますが、それであればなおかつ浜ノ宮の地区の人たちにはちゃんと報告会というんか、説明会をやって、それから結論を出すべきじゃないですか。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） 施設を取り壊すとか、そういう話じゃなく、中身の入浴施設を、赤字が続いておる、今後また膨大な費用がかかる見込みであるということで、その運用を中止したいという話ですので、地域にまた細かく入って話をするべき話ではないと思います。

そしてまた、地域にお話しするとき、町民にお話しするときは、ある程度の写真を描いてからではないと何にもなしでお話しするわけにはいきませんので、そこそこは御理解いただきたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 丹敷の湯の運用、これは大変だということで閉鎖をしていくということ、例えば皆さんに聞く前に、現実にその地域の方はそこで生活しておるわけですから、それを利用されている方もおります。ほんで、そういう意味で言えば、きちんと先にこういうことで考えているんですが、ほんで写真については今こういう方向で皆さんのいろんな意見を聞きながら考えていきたいというふうに示すのが当然じゃないでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） 写真等々の話はまだ全然できておりませんので、そういう段階ではないので皆様にお話しするようなことはできません。ただ、赤字が続く見込みであるので、入浴施設を閉めさせていただきたいと、そういうお話でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 今回の陳情は、これ憲法に基づいた正当な要望です。そこを間違わない

てくださいね。ほんで、陳情や要望は国民の権利の一つとして誰にでも認められている。憲法16条には、だから請願権があるわけです。

その内容はこう書かれています。何人も損害の救済、公務員の罷免、法律、命令または規則の制定、廃止または改正その他の事項に関し平穩に請願する権利を有し、何人も係る請願をしたためにいかなる差別も待遇も受けないという内容であります、これらは、地方自治の住民参加という、住民が主人公というまちづくりの私は基本となるもんだと思います。地方自治とは、そういう意味でも私は民主主義の基盤であって、地方自治への参加を通じて住民が地域でのそういう地方での民主主義の在り方を学ぶという場所でもあるというふうに考えます。

このことは、こういうことを言わなくても町長のほうは十分分かっていると思いますが、私も自分の立場をしっかりと自覚するために再確認をしながら質問をしているわけですが、地方自治の本旨、これを述べているのが憲法92条です。ほいで、地域の住民が地方自治に関して地域のことを自ら決定することですよね、ここが大事なんですよ、住民自治なんです、が不可欠であり、そのために地方自治体の自律権を、これは団体自治ですが、をしていると。

そして、その1の中で、こう書いているんです。地方公共団体の住民は、国民の主権の原則並び生命、自由及び幸福を追求する権利に基づいて自らの意思により地方自治に参画する権利を有すると。住民が主人公と言われるゆえんはここにあると思います。

税金を納めているのは住民ですから、当然そこで利用している人は自分たちの生存権を守っていくためにもその生活圏、生存権というものはあるわけですから、それを利用してきた人たちはそこで当然この後おるわけですね。だから、そういう人たちの声を聞いて新たなプランを立てていくというのが、これは地方自治体の役割だと思います。この町で住み続けたい、これは町長もよく言われますが、この町で住み続けたいという生活圏、この生存権の問題なんです。だから、住民自治のこれは基本的な考えです。

だから、私たちがそういった議員の陳情については、僅か五、六名とかというんやったら話は別ですけども、やっぱり1,000名、2,000名、3,000人と集まってきたそういう陳情については本当に謙虚に受け止めなければならないし、その声を聞いた行政は誠実に応えていくべきだと思うんですよ。そういう意味で、ましてやこれは国の補助金や県の補助金も一定あって造っているわけですから、そういう丁寧な対応が求められると思いますが、いかがですか。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） 議員おっしゃられるとおり、憲法、法律、その他は認めます。私どもも決して住民の声を無にするわけではなく、皆様の意見は議会も同じく尊重してありがたい意見として捉えてございます。

ただ、1つ言わせていただければ、私どもが閉鎖に至った経緯等々は全然触れられていないようであります。たまたまこういう閉鎖に対する反対署名が来たぞって、もうしたよって、それはそれでどうぞ、私どもはそういうことは止めませんが、ところで閉鎖の理由は聞いてくれた言うたら、閉鎖の理由はそんなんない、町の行政の悪口と言ったらいいんですが、御批判等々で閉鎖反対というふうに回ってきた、もう家まで来てもらうんで悪いから書いたよと。

そういう人は私個人でも10人弱、正確に言えば8人、電話またはお会いしたときにもお話がございました。我々の真意が町民の皆様に伝わっていない。慌てて閉鎖に走ったわけですが、そこで御利用の皆様にはすぐに迷惑がかからないように3月いっぱいという猶予もある中での判断でございましたので、私どもは別に憲法に違反しているつもりはございません。御利用いただいた皆様には周知させていただいておりますので。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 町民の声というのは、赤字で、そしたらいろんなところで赤字出てますよ。ほんで、そういった中で、町民の生活はどこで何がいろんなところでちょっと赤字を抱えているのは、そこで生活している人たちにとっては税金を納めているわけですから自分たちの当然の権利として主張する権利はあるんですよ。だから、それを受けた行政はきちんとそれを受け止めて、そして対応しなければならないと思うんですよ。そのときに閉鎖を考えているのであれば、先に町民の皆さんにこういうことを考えています、ほいで実態はこうですということをお示して、そして判断を皆さんの意見を聞くのが当たり前じゃないですか。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） 我々当局といたしましても、判断をして、最初の回覧日に間に合うように町民の皆様にその旨をお知らせさせていただきました。また、御利用の皆様にも、その旨、閉鎖の判断を示させていただいております。一番早い方法で那智勝浦町民の皆様にも町の方向性を示させていただいております。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だけど、この赤字の状態でもしそこまで考えておられるのであれば、もう昨年度の段階でそれ認知しているわけでしょう。違うんですか。

〔副町長瀧本雄之君「違います」と呼ぶ〕

違うんですか。

ほしたら……

〔副町長瀧本雄之君「何回も言っているでしょう。12月に故障した」と呼ぶ〕

いやいや、だけどあそこの施設の状態は、農林水産課からも資料出てますやん。だから、今までそういうことについては分かっている状態になって、ほんで急遽町長の発言も含めて、新聞報道も含めて出てきたわけですね。

だから、そういったところを考えて、私は丁寧な住民に対する説明会をきちんとすべきだと、それがまず基本にあって、ほんでこの事情も訴えていく中でこういうことが出てきたんなら分かりますよ。けども、それが一切住民に対してそういうことも報告もなく、ただ後で付け加えたように赤字、赤字や言うたって、それは町民にとっては自分たちが今まで使ってきたもんだから、そのことについては具体的な資料を出して皆さんこうなんですということを出して言わないと僕は駄目だと思うんですよ。そういう点では本当に僕はこれは不手際だと思います。

ます。

ほんで、これは先ほども言いましたけども、これは国からもそういう資本の見直しとかという指示はちゃんと通達が出て、その見直しもせえということで既にもう何年前に入っているわけですね。そのことに対して、それをちょっとそんなとこで今まで受け止めて話をされているんでしょうか。そのときにそういう通達が出されて、そこをちょっと誰か分かったらお答えいただけますか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 通達ということでございます。

公共施設等総合管理計画の件というふうに認識してございます。本町では、平成27年度に公共施設等総合管理計画を策定してございます。その後、一定の期間が経過するとともに、国のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることを踏まえ、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うこととされたところでございます。

しかしながら、この通達の中でそれまでに見直しを進めるべく出されておりますが、コロナ禍において全国的に作業が進まず、令和5年度末までに期間延長の通達がございまして、本町においても令和5年度中に作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、この手の問題はどこでもいろんなところが抱えてて大変なんです。だから、国のほうも早く見直しの段階で計画的にやりなさいよという、そして必要な場合は事業債も出しますよということで通達が出されていたわけです。

そういう点では、そこで具体的にこういう方向性で持っていくというようなことが明確に出されてというんか、改善策が取られていなかったことの結果として僕は今回の丹敷の湯を閉鎖するという問題が出てきたのではないかなと思います。

だから、そういう意味で言いますと、先ほど、何遍も言いますが、こういったことを決定していくに当たってやっぱり地元住民の声をしっかり聞いていく、これをやっていかなければ駄目だと思います。

それから、これも先ほどの話でも出てますが、広域でほんまにその事業の経緯を観光重視やということであれば、僕は先ほども、もう道の駅は僕は大事だと思うんですが、そういう認識ではないようなんでちょっとそれは残念なんですけど、ここの言う場所に、僕は重要な場所だと思います。それに那智山に向かう場所のスタートの位置へこの那智駅も考えていくことも僕は大事やと思うんですが、私たちも議員の中でもこの間、この熊野古道、那智山の大門坂まで一遍歩いてみましょうということで話をしたんですが、そういった点で収益事業がなかなかないという観光機構ですね、僕は結構町の予算を出している中には収益の事業は本当に少ないというふうに思いますし、そういう点では先ほどの世界遺産熊野古道の玄関口としての那智の駅の役割やら、那智の道の駅の役割やら、そしてあそこは歴史的に見ても補陀落渡海の生みの地としてああいった位置づけもあって、歴史的にも大変な重要な場所だと思いますので、これから

も方法はいろいろ考えていってほしいなと思うんですが、そういう点であそこの観光機構の例えば、これはちょっと私もいろんな人に意見を聞いたんですが、事務所へ持ってってそこで観光事業の収益事業と併せていろんな取組をやってもどうやというようなことも言っている方もおられました。そういう意味で、そこらの考え方っちゃうのはもう一度確認しますが、どんなものでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 道の駅なちに観光機構の事務所を置いてはいかがかという御提案かと思います。

まず、大前提といたしまして、観光機構がどこに事務所を置き、どのような業務を担うか、まず観光機構内部において検討されるべき事項かと考えてございます。

観光機構のミッション、使命ですが、自ら稼ぐことが第1ではなく、町内での観光消費を高めるために取り組んでいくということが最優先事項かと考えてございます。そうした中で、少しでも自己資金を得るためミッションとそごが生じない範囲において収益事業の拡張に取り組まれている状況でございます。

また、町の観光の課題といたしまして、先ほど議員からの御指摘もございましたが、インターを降り那智山に向かった観光客が町内消費をせずそのままインターから流出する割合が高いということがここ数年の観光機構によるビッグデータ等からのデータでも判明している状況でございます。なるべく町なかへ流入して消費をしてもらうべく、現在大門坂駐車場に簡易案内所を一昨年12月から開設し、観光機構のほうでは町内に向かっていただくべく取組を強めているところでございます。

大門坂から町なかへの送り込みと、紀伊勝浦駅前での観光客、特に外国人観光客への対応が非常に重要となっておりますので、現時点におきまして道の駅に機構職員を配置することにつきましては、人員の面からこれは困難な状況であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ちょっとこの問題で時間を僕も取り過ぎてしまいましたので、次のほうに早く移りたいんですが、だけでも僕は、今の企画の吉中課長が言われましたが、そういう実態が現実にあるということですね、そしたらどこへまずその人たちに来てもらって、そこでしっかり観光案内をしていくということも含めてしっかり取り組んでいかないと僕は駄目だと思うんですよ。

そういう意味で、ブルービーチ那智ということで今あそこを名称を打ってやっておりますが、今のままでいけば当然あの白浜海岸から見ても太刀打ちはできませんし、そういう意味でいろんなことを開拓をしながらやっていかないかんのも事実です。だからこそ、一緒にやってこのところをリニューアルしていく方向をしっかりと考えて打ち出すことが僕は大事だと思います。そういうことで、ぜひあの場所はしっかりと考え直して取り組んでいただきたいというふうに思います。

その前に、できましたらやっぱり浜ノ宮の住民の方等の声もしっかり聞いて、そういう最終的な判断をされたほうがいいんじゃないか、ほんでできるだけ町民の皆さんのいろんな意見も聞きながら進めていくべきだと思います。

その問題で以上、個々の問題については終わりたいと思いますが、次に会計年度任用の職員の待遇改善の問題ですが、なぜ4月遡及に踏み切れなかったのか、何度考え直してみてもちょっと理解できないんですが、そこはどうなんでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 会計年度任用職員の4月遡及というところでございます。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において給料表の改定が行われるときには、会計年度任用職員の給料及び報酬は当該条例の施行の日の属する年度の翌年度の4月1日から生ずるものと定めており、人事院勧告等における給料表が改定された場合においては、金額が上がる場合、また下がる場合、どちらにおいてもその適用は翌年度の4月1日と定めていたところでございます。

また、1年の期間を最長として、毎年任用時に勤務条件を明示した上で任用してございます。年度当初の任用時に示した給与等の勤務条件通知書、こちらは兼宣誓書という形になりますが、こちらにより年度末まで適用していることや、当該勤務条件通知書に年度途中での給与改定があり得ることを明示していないことから、4月に遡及して改定を行わないものとしていたものでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私は、これ前のここで質問したときは、できなかつたらそういう条例があるので、後でほかのところはちゃんとやったということを改めて聞きました、ほかの他市町村ですね、東牟婁管内の。それで、調べてみましたが、4月を遡及するよという総務省からの通達が出ているのが分かりました。そして、ほかの自治体は、そういうことから4月遡及に踏み切ったということが分かったんですが、この勤務条件で例えば契約を結ぶ場合、雇う場合もそうですが、これは大体どこでも同じじゃないでしょうか。違うんですか。うちだけまた別なんですか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 他市町村の状況については把握いたしかねます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） できましたら、そういうことも調べてほしかったと思いますが、11月10日付の通達で4月遡及に踏み切るよというところで出されてたわけですが、実は昨年5月2日付でも総務省通達として常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に関わる取組についてというのが出されているんですが、どのような内容のものか、つかまれておられますでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 会計年度任用職員制度の適正な運営についてということで総務省より通知を受けてございます。正職員に準じた対応を求めていること、またその財源については地方交付税の増額等の中で対応する旨、承知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） この資料、そのときの通達ですが、改めてもう一回確認をしたいと思えます。

改定の実施時期を含め当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とするようお願いいたしますと。基本とするようお願いいたしますということで書かれています。ほんで、だけでも残念ながらそうはならなかったと。

もう一つ、これはその通達が出されたときにこういうQ&A、いわゆる質問されたらこう答えなさいよという内容のもので書かれたのがあります。これには、当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮の上、給与改定の実施時期を含め非常勤職員の給与の改定に関わる取扱いに準じて改定を基本としていただきたいと。ほんで、なおそれについては適切に設定せよと、していただきたいという文言で終わっているわけです。

ほんで、私は思うんですけども、このときには具体的に数字まで、例えば331億円というのを補正予算の中で用意していますという内容まで書かれているんです。であるにもかかわらず、なぜ踏み切れなかった。これと思うと非常に残念です。

こういったことが続いていきますと、正規で働く職員さんと非正規で働いている臨時、今回のような会計年度の職員さんもそうですが、結局僕は間に給与の支給がこれだけ違ってきますと、溝が生まれてくると思いますよ。同じ仕事をしていて給料の格差が生じてくるわけですから、そういう点はそう考えませんか。また、そういうことで職員の関係がよくなっていくというふうには思われませんか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。

国の通達につきまして、交付税の部分につきましては、国が今回補正した331億円の中で運用してくださいという趣旨でございます。特別にこのために331億円を設けたというわけではないというふうに私どもは理解してございます。

また、今回の処遇ということでございますが、基本的には私ども正職、それから特別職もございまして、それから再任用職員という制度もございまして。その中で会計年度任用職員の制度の中で運用されている職員もいるということで認識してございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、先ほども言ったんですが、多分給与改定、給与のそういう採用する場合には一つの契約を結ぶわけですから、そこはどこの自治体も僕はやっていると思うん

ですよ。そういった中で皆さん改定しているわけです。

しかも、私この間も言いましたが、本町では昨年度の決算で相当の不用額が上がって、そして財政調整基金に2億円が上積みされてるわけです。そう考えると、そういった財源は十分にあるわけで、なぜなされなかったのかなというのがまだ疑問として残るんです。

例えば新宮市の職員さんは11万円もらった人もいるというふうに聞きました。年末の11万円は非常に大きいと思いますが、そういった中でそういう措置が取れなかったことについては、幾らいろいろと説明されても分かりません。具体的になぜそれができなかったのか、こういう理由だからということでの、もっとしたらほかのなければ、条例に基づくであればそれは条例を変えればええわけですから、そこはちょっと考えてほしいなと思います。そこはどうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 決算における不用額2億円云々とは、一切関係ございません。あくまで私どもは条例に基づく規定を遵守し、そして先ほど来申し上げておりますとおり、契約事項としてこのような形で契約しておりますので、それに基づいて実施しているところでございます。

他市町村の状況につきまして、当然ほかに遡及適用した自治体もあれば、本町のように6年度から適用するところもあるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 確かにやってるとことやってないところあります。けども、うちで言えば、やれる条件はあったんじゃないですかということなんです。ほいで、この近辺の自治体、各市町村のほうは既にそういったことで踏み切っているわけですから、同じ働く者としてそういうことは考えていくべきじゃないかなというふうに思います。

これは、総務課長さんに幾らいろいろ言っても難しいところで最終的な財政の執行権は町長にあるわけですから、この点は町長はどうお考えですか。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 会計年度任用職員の給与の関係でございます。

私どもは様々な法律によって施行しております。地方自治法、地公法、あるいは契約の中で私どもは行政を行っていくところです。会計年度任用職員につきましては、先ほど来総務課長が申し上げているように、契約をした上で雇用形態を結んでいるようなところでございますので、その法律にのっとった、契約にのっとったような取扱いをしたところでございます。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そういうことで、今あえて取り上げて改善せよと言っても無理な話だと思いますので、私もそういう面では職員同士のつながりがこういったことで深まっていくように、そしてそれが職場もつながりが深まっていくことで職場も明るくなる。それが町民のほう

に反映されていくというふうに私はと思いますが、この制度ができたときから多分期末手当というんか、勤勉手当というんか、そういうものが多分出てたと思うんですが、これは本町でも支給はしてたんでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 期末手当につきましては、支給していたものでございます。以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そういったところも含めて、ぜひ会計年度職員さんの待遇改善のほうをしっかりとやっていただければと思います。

次に、気になるのが、この間もちょっと私質問したんですが、会計年度の職員さんが人数185名で46.6%の割合だと。そのうちの82%が女性となっているわけですね。多分会計年度の職員さんを配置している職場で例えば課で大幅な人事異動というのはないと思うんですが、例えば去年まで4人おったところが急に今年は1人ということで、そういう人事の異動がそんなに激しくはないと思うんですが、そういったところは実績としてはありますか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 人員の増減ということでございます。

基本的には、少ないものでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 必要な職員の数はほとんどないというふうに思います。であれば、会計年度の任用の職員さんであっても毎年必要な職員数として確保していくわけですから、一定の年限が過ぎればというんですか、本人の希望も聞きながら必要であれば正採用をしていくということも考えていかなければならないと思うんですが、それが私は町民の生活を安定させていく上での大事なポイントに、大きなポイントにもなると思いますが、そこらはどうお考えでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。

正職員につきましては、計画的に定員管理に基づき採用をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 計画的に採用されていくのは分かるんですが、結局先ほど言いましたように、女性の採用が圧倒的に多いわけですね。82%が女性です。となってくると、結局女性の採用が町政運営に当たって、経営に当たってのコストカットの対象として見ているのではないかと非常に気になるので、そこらはどうなんでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 募集の際に男女を限定するようなことはございません。

また、任用に当たっても男女を限定するようなことは一切ございません。

加えて申し上げますと、男女間における待遇の差というものもございません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 男女間の待遇の差があってはならないと思う、当然ならないと思います。だけど、この間国会でもやっておりましたが、国の全府省の賃金格差の問題、これは非常に深刻だということでも明らかにされていきました。ほいで、その内容は、非正規の女性の賃金が正規の職員の4割弱だというようなこともその中で言われていて、これは多少職場によっては違うと思うんですが、平均を取るとそういうことだそうです。

本町もこういったことがないかということが気になるんです。それ調べるとしたら、賃金格差がどのぐらいかというようなことが分かるとすればかなり時間もかかると思うので、また時間があるときに調べておいてほしいと思うんですが、そういう男女間の待遇は同じ職場で同じ場所でおればそうだと思いますが、正規の職員さんのそういう給与等を見たときには当然差が出てくるわけですね。時間で働いている方もおれば、1日勤務の方もおられますが、そういう意味で結局そこに賃金格差で、まあ言えばコストカットの中に、しかも僕はこの中に女性が多いということは僕はちょっと女性の働き方を軽く見られているというんか、そういうことが感じられることもないわけです。ほんで、国会のほうでは、これは女性に対する間接差別ではないかということも言われておりました。私もそういった点は気になるんですが、そこらはどうお考えでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 任用に当たりまして女性を軽んじているようなことは一切ございません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 言葉ではいろいろと言えるんです。だけど、実態がそうなっていると、それは違いますでしょうということが出てくるんです。

ほいで、どこの職場でもそうだと思いますが、こういう公務の職場にあっても女性の管理職が圧倒的に少ないです。ジェンダー平等の観点から改善を私も求めていきたいと思います。

町職員の人権の問題なので、ジェンダー平等への視点がないのもちょっと気になります。

ほんで、こういった私も人権の基本政策も読ませていただきましたが、女性の管理職への登用も含めて積極的に取り組んでいただくことをお願いして、私は次の自衛隊への名簿提出についての質問に移りたいと思います。

本町では、いつから自衛隊への名簿提出をしているのでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 申し訳ございません、確かな年月を申し上げることはできませんが、今回確認したところ、平成20年より以前では既に行われていたものでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そのときに提出の法的な根拠っていうのはどこに基づいてやっているんでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 名簿提出の法的な根拠というところでございます。

自衛官等募集事務につきましては、自衛隊法第97条第1項の規定により市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条には、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができると規定されてございます。

また、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第3号の規定に該当すると認められることから、情報提供をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私は、いろんなところを調べましても法的な根拠はないと思うんですよ。自衛隊法でこういうふうに言われていると、これを閣議決定したというところは、例えば強制的なというんか、かなりがっとなんか増えたんですよ。だから、僕たちは法的な根拠はないと思うんですが、町民のプライバシーの保護の観点から考えたら本人の同意を得るということも必要だと思うんですが、そこらは全然それはされてないですね。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議員おっしゃいますとおり、本人の合意までは得てございません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 和歌山県内で他市の状況がどんなかというようなことでちょっと調べてくださいということも言ったと思うんですけども、例えば九度山町ですか、ここは多分名簿を出してないと思いますが、はい、どうぞ。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 私どもで調べてみましたところ、県内市町村、全ての市町村が名簿提出なりしているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 九度山町では、最初私が調べたときは、こういう理由で自衛隊だけ特別扱いはできないということで名簿は出してないという状況だったんですが、それから新たにまた変化したわけですね。

ほかにも2自治体ほどだったと思うんですが、本人の除外申請を受けてつけてやっているとこ

るもあるというふうに聞いてます。本人から除外申請があれば除外してそれを提出するという、そこまでして踏み切っているところがあるので、そういうところは調査はされてますか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議員おっしゃいます除外申請でございますが、現在私どもが確認しましたところ、県内では1団体、その申請をしているというところでございます。

また、令和6年4月から除外申請を受け付ける予定というところを1団体確認してございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 憲法13条、これは、全て国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。ほいで、こういうことに基づきまして最高裁のほうでも、何人もその承諾なく個人に対する情報を第三者に取得ないし公表されない自由を有するという判断もされておりますが、私はプライバシー情報としてこの法的保護の対象ができるという判断に立つわけですが、住民基本台帳の上でも国または地方公共団体が基本情報を取得できるのは、前掲第11条1項による閲覧を市町村に請求できる場合だけであり、提供は認められていないというところまで明記をしているわけです。提供が認められるのは住基ネットの場合であるが、個人情報のための監視が詳細に定められているということで、私は本町の人権施策計画ですね、ここにも出てるんですね、これに、ページ41ですか、本町では那智勝浦町個人情報条例を施行し、本町が保有する個人情報を適正に取り扱うことを定めということで、個人情報を含む情報資産の確実な保護を図ることとしていますという文言があるんですよ。だから、そういう観点で個人情報に関する人権を守るという観点から、先ほども言いましたように、もし提出をするんであっても最低はその本人にそういうことで出しますがよろしいですかと、除外申請を受け付けていくというのは、僕は当然のことじゃないかなと思うんですが、そこらはどうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 当該個人情報の提供につきましては、個人情報の保護に関する法律第69条に定められております、利用及び提供の閲覧の例外に該当するものとされてございます。私ども法に則した対応でございまして、プライバシーの侵害が生じるものではないというふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 憲法の大きな柱の条文にそのことが、プライバシーを守ることがしっかり書かれているわけです。それに勝るものは私はないと思います。そういう点で、そこらあたりのしっかりとした把握に基づかれて名簿提出のほうについて本人のそういう名簿提出についてのあれをきちんと取って、除外をするということを申請を受け付けてやっていただく

ことを再度要請をしたいと思います。

それから、できれば名簿提供のほうを中止はしていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

次に、本町的那智勝浦町人権施策基本計画の中から幾つか質問したいと思います。

時間のほうもありませんので、私は表題が那智勝浦町人権同和施策基本計画から那智勝浦町人権施策基本計画に変更された過程、この辺が変わったことは僕は非常に大事だと思うんですが、どのような観点から変更されたのかなということで気になってました。私は後者のほうが、今のほうが今の時代に即していると思いますが、そこらはいかがなものでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

新しい計画におきまして、その同和の文言っていうのを表題から外してございます。改定前の計画につきましては、平成12年3月に策定されております。それから23年が経過しております。今回新しい計画の策定におきましては、近年の人権を取り巻く社会情勢の複雑化、多様化、国際化、情報化の進展に伴いまして新たな取り組むべき課題が生じていることから、様々な人権課題に総合的に取り組むために、今回新しく計画名を変更しております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） いろんなところで教育機構の名称から同和という言葉を取るの時代の流れとして進んできていることも事実です。ほいで、今言われましたように、いろんな問題で人権の問題が多様な分野にわたってきたというのも事実だと思います。そういう意味で、同和ということだけでの限定をしないということで考えられたということで、私はそれはそれで評価をしたいと思います。

ただ、そういう意味で例えば島根県なんかでは、もう既に同和教育というのはなくして人権教育ということに統一している自治体もあって、運動団体、当時からそういう長い歴史をかけながら運動してきた団体などでも同和の言葉を外して、そして人権問題として取り組んでいる、そういう運動団体にだんだん変化してきつつあります。

和歌山県でも、昔から既に積善教育という形で部落差別をなくしていく教育活動を、これに先んじて取り組んできた経過があります。私も大阪の市では長くそういう教育活動にも取り組んできましたが、私はこの町に帰ってきて本当にこの町でのそういう地域住民との交流というんですか、国民的な友好、または町民的な融合というんですか、非常に進んでいるなということで本当に驚いております。ぜひそういうことがさらに一層深まっていくように、担当課としてもぜひ取り組んでいただければというふうに思います。

それで次に、障害者への支援の在り方について進め方の問題でこの福祉計画にも、私ずっと読ませてもらったんですが、ちょっと気になるところがありまして、今年はちょうど10周年のそういう時期を、障害者権利条約ですか、批准してちょうど10年を迎えるわけですけども、この人権施策基本計画にはそれは紹介されておませんが、それは御存じでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

障害者権利条約っていうことでございます。それにつきましては、本計画の中におきましては、国際的な動向の中と、そして人権課題の一つとしている障害のある人の人権、そういった中で詳しくは言及しておりませんが、条約名等は記載させていただいております。

障害者権利条約とは、障害者の人権や基本的自由を守るための国際的な約束でございます。2006年に国連で採択されております。日本は2014年に批准しているという、そういう状況であります。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そこに総括所見というのが出されていまして、日本の取組についてその総括所見ではこう述べられております。

日本の障害者政策が障害者を人権の主体として捉えず恩恵的に保障するという考え方に立っていると、こういう指摘をしているわけですが、その点でこの間いろんなことを私も直面しまして、例えばでこのページ30のこの基本方針、これは障害のある人への人権の問題で、その30ページのところに、施策の基本的な方向という流れの中で、④としてこう書かれております。

障害のある人のニーズに応じた多様なサービスが柔軟かつ複合的に提供されるようサービスの提供基盤の充実を図るとともに、障害のある人自身の選択による主体的な社会活動への参加、地域での自立した生活を可能にする相談窓口や支援体制づくりの充実を図ります。

非常にすばらしい内容ですね。だから、これに基づいて、しかしこの課題の問題が現実うちの町で起こったということがあったんですよ。それは、その内容は宮城県から本町に移住してきて、そして家まで、私とこの家の近くなんですが、家まで建てて非常に、だから障害を持っている人が考えて、いわゆる平家の家を建てられて、しっかりした家ですので結構お金はかかっていると思います。ほんで、そこで生活されていた御夫婦がこの町は障害を持っている人に優しくないと言って元のおる県に帰られました。私、それを受けてショックを受けたんですが、その方は全盲の方で、要望の内容は宮城県で、その方は宮城県の方なんですが、宮城県でおられたときに受けていた支援を考えてほしいというだけのもので決して難しいものではなかったんですが、それが受け止めてもらえなかったということで、私はこのことについては福祉課に報告もして、次、今後そういうことがないようにぜひお願いしますねということでお願いしに行ったんですが、その後の対応はどういうことを考えておられますでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

福祉課におきましては、サービスを必要とされる方の相談に対しましては専門の相談事業者や当事者の方とも協議をさせていただいて、その上で進めさせております。

議員おっしゃった宮城県から移住してこられた方についてなんですけども、御希望される支

援サービスにつきまして、その当時、当該サービスを提供できる事業所が受け持っていた他の利用者でちょうどいっぱい、その方へのサービス提供ができない状況で、やむなく類似の別サービスとなるなど御希望どおりといかなくて御不便をおかけした経緯がございます。

今後も、そういった場合は当事者の状況を十分考慮しまして、最善のサービスが提供できるよう引き続き進めてまいりたいと考えております。

先ほど議員おっしゃいましたように、本計画の中で障害のある方のニーズに応じた多様で柔軟なサービスが提供できるよう相談窓口や支援体制づくりの充実を図るものとしてございます。

障害者の方に限らず、様々な理由でお悩みの方が福祉課へ支援制度であったり、サービス利用であったり、そういったこと等々で相談に来られます。特に特殊な案件となれば、担当者一人で対応するのではなく、上司も含め課内で情報提供、共有し関わっていく必要がございます。当事者の立場に立って相談を受け、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） これからはぜひそういう対応でお願いしたいと思います。

この方は、先ほども言いましたように、全盲の方なのですが、残念ながら、この地域には盲学校がありません。盲学校があつてそこに通われている子供さんがいれば町としてのいろんな対応も考えられたんだと思うんですが、そういう障害を持たれている方との対応に経験の少ない方がもし対応されたら難しいこともあるかと察しますが、障害者が様々な活動や……。

○議長（曾根和仁君） 5分前です。

○10番（津本・光君） 行動をしようとする場合に、障害者の当然の権利であるわけですが、ヘルパーさんの付添いなどの移動支援も含めてお願いして、これからうまくいきますように、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、もう時間のほうもありませんので、あと5分ですか。

前にこれも言ったんですが、前回の一般質問において認知症予防になる高齢者の補聴器購入制度の問題ですが、新宮市では、私もこの間の新聞を見てびっくりしたんですが、この3月議会で実施することとして答弁の中で答えられておりましたが、本町ではまだ考えられませんか。これは、年金者組合からの陳情としても出たと思うんですが。

○議長（曾根和仁君） 津本議員、通告に入っていないんですが、答えられたらお願いします。

福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 補聴器についての助成制度についての御質問でございます。

補聴器の助成制度につきましては、以前にも御質問をいただいております。その際の答弁といたしましては、助成制度につきましては住民の方からは数件問合せがある一方で、購入しても使用されていない場合が多いという意見もいただいております。そういった部分を含めて慎重にと考えております。ということで、今すぐ助成していく考えはない旨、答弁させていただきます。

今後につきましては、新宮市で助成制度を開始すると伺っておりますので、その状況等も確認しながら、ほんで参考にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 通信用紙には書いてなかったんですか、こういうことがあってはいかんとおもうて私のほうで課長のほうにはちょっとぱっと前もって連絡は、最初これを言うかもしれませんということで連絡をさせていただきました。

最後に、今回の人権施策計画のほうですが、パートナーシップ・ファミリーシップ制度もしっかり取れたと、これはすばらしいことだと思います。そして、様々な課題に向かわれていることにも私も驚いています。これだけ人権施策の計画を立てるには大変だったと思いますが、しかしちょっと気になるのは、女性の人権の中にジェンダー平等への視点がないのがちょっと気になります。

観光企画課のほうでは、ジェンダー平等の推進プランというのが出てるんですけども、女性の権利を考える場合にはジェンダー平等の観点が必要ではなかろうかというふうに思って、今後改定されるのはいつか分かりませんが、それまでは十分そういうことも視野に入れて取り組んでいただきたいと思います。

そして、ここで書かれていないことでもう一つ気になるのは、憲法で保障されている個人の尊厳の問題で、いわゆる人間の多様性の問題ですね、この辺がちょっと触れられていないんです。個人の多様性という観点が抜けていきますと、LGBTの問題、それは捉えにくくなります。だから、今後計画を実行していくに当たっては、ジェンダー平等やこういった観点も含めて不十分なところを補いながらぜひ進めていただきたいと思います。

そして、いろいろと言いましたが、私はこういったジェンダーの問題もそうですが、今なお日本に残っている家父長制の問題や夫婦別姓の問題、こういったことには、これにも触れられておりませんが、そういったこともジェンダー平等の観点からも非常に重要な問題なんで、ぜひ改めて考えながら実績を上げていただきたいと思いますというふうに思いまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（曾根和仁君） 10番津本議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開11時15分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時00分 休憩

11時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

次に、11番勝山議員の一般質問を許可します。

11番勝山君。

○11番（勝山則子君） おはようございます。

初めに、1月1日に発生した令和6年能登半島でお亡くなりになりました方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

那智勝浦町でも、近い将来、高い確率で発生すると言われていた南海トラフ地震、津波ですが、能登半島地震を受けまして本町でもどのような対策をされ備えをされているか教えていただくために、通告に従い質問させていただきますので、どうかよろしく願い申し上げます。

公明党では、令和6年能登半島地震発災直後から女性の視点を生かした防災対策が進むよう一貫して主張しております。特に山口代表は、避難所運営について岸田首相に女性や子供連れ、高齢女性などがちゅうちょなく相談できるような女性職員の配置をと要請しました。避難所運営や備蓄品の選定などに女性の視点を反映させる鍵となるのが、地方防災会議に占める女性委員の割合です。女性委員の割合の差は、避難所運営の差にもつながると思われま

す。本町の地方防災会議にはどのような方が何人いらっしゃり、その中に女性は何人いらっしゃいますか。よろしく願います。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えいたします。

現在本町的那智勝浦町防災会議の委員におきましては、男性のみの組織とされております。委員構成につきましては、町防災会議条例で定められておりまして、自衛隊や海上保安庁など指定行政機関の職員、和歌山県の職員であったり、役場職員や自主防災組織の代表等でございます。

防災関係の会議等におきましては、女性の意見は極めて重要で、また尊重されるものと認識しております。今後の防災会議委員の選出につきましては、それぞれの各組織に女性委員の選出を働きかけたりしながら、女性委員を増やしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 一応充て職ということですね。そのときによって女性が入れるというようですが、決まっていることなのでどうしようもないと思うんですけども、女性を増やしてもらいたいという意見でございます。

防災対策室には女性はいらっしゃいますか。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） 今うちの係には女性はいません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） それでは、町のほうで防災室に女性を入れていただけたらなとも、それも充て職になるかもしれませんが、お考えいただけたらなというふうに思います。

今聞いた中で女性がないということなんですけども、第1期那智勝浦町防災備蓄計画では、女性の意見っていうのが、備蓄品とか、生理用品、粉ミルク、紙おむつ、大人用の紙おむつとか、そういうことに反映されていますか。

それとともに、備蓄状況も教えていただきたいんですけども、お願いします。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） 備蓄の関係につきましては、町の職員を避難所班に今58名ぐらいを配置しているんですけど、そのうち27名の方が女性ということで、何かあるごとにそれぞれ意見を聞いております。

また、その備蓄の選定につきましても、女性職員からの意見を取り入れながらそういったものを備蓄してございます。その備蓄計画の中身を細かく言うとあれなんですけども、現在ですと、飲料水であったり食料、毛布、ミルク、またおむつやトイレ処理剤、生理用品や薬等を備蓄してございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 備蓄のほうも見させていただいたときにかなり不足されているということですので、町民の方にも今の現状というのもまた知ってもらえるようなことを出してもらえらるか、書面とか、そういうのをまた出していただけることは重要ではないのかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） 公的備蓄っていうのも限界があります。当然自助、共助というところで、町がどれだけ持っているかというのをオープンしないと自助であったり共助の部分でどれだけ必要という数字が出てきませんので、そういった数字をホームページなり、また自主防の協議会であったり、そういったところを出していきたいと思います。

個々にそういった自主防からの今問合せも結構ございまして、今個々にはお答えしているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） ありがとうございます。

そしたら、次の質問に入らせていただきたいんですけども、避難所運営に関してですが、こちらも女性が参画してみんなで協力をしながらそれを発揮できるようにする必要があると思います。生活のルールづくりや環境整備など、内閣府ガイドラインのチェックシートなどともありますが、その点ではどう思われているのでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えします。

大規模災害発生時における避難所の自主運営につきましては、女性の視点を入れるということは女性特有の困難さであったりとか、乳幼児、またその乳幼児を育てる家族の不安などを解消し、安全・安心な避難所運営を行うということで、女性のリーダーシップを発揮していただけるというのはすごく大切なことかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 提案なんですけども、避難所開設に当たって多くの準備が必要なんですけども、大規模災害発生と同時に行政では多くの業務を行わないといけなくなり避難所には職員の派遣が来ない可能性が多々あると思うんです。そのために、避難所の開設とその後の開設所運営は避難した町民自ら行っていく必要があると思います。全国の自治体で活用されているところもあるのですが、避難所について何も知らない人でも避難所の開設ができるように、初めにファースト、やるべき任務、ミッションを記載した手順書と、最低限必要となる資源を入れた箱、ボックス、ファーストミッションボックス等を準備しておくといいのではないかと思えますけども、この点どうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えいたします。

現在、おっしゃられるとおり、その経験や知識のない方、誰でも避難所開設、運営ができるよう、今手順書の作成を進めているところでございます。役場職員はもとより、学校関係者であったり自主防の方々にもすぐに行動できるよう具体的に指示が書かれたものを作成中でございますし、また避難所におきましては、その鍵があるんじゃなくて鍵ボックスで番号で開けるような形で、誰が行っても鍵を開けるような状態で今整備しております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） ありがとうございます。

本町でも、女性も入りながら意見を出し合ってファーストミッションボックスに入れるものを考えながら、自助、共助でいざというときにスムーズに進められるような取組をしていければというのではということで提案させていただきました。

避難場所についてなんですけども、もう本町では今何か所ぐらい避難所がありますか。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えします。

細かなっていう中核避難所なんですけども、各小学校、中学校合わせて9つございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） じゃあ、その小・中学校の避難所でもある学校の体育館というのは、もう夏は冷房がなく暑くて、冬は暖房がなく寒い状況だと思われそうですが、冷暖房をつけるような対策は考えられていますか。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えいたします。

先ほど申しました各地域の中核避難所となっている宇久井小学校、宇久井中学校、市野々小学校や那智中学校、勝浦小学校、太田小学校、下里中学校、下里小学校の8校に移動式のエアコンと停電時に備えたハイブリッド発電機を配備してございます。しかし、色川小中学校につ

きましては、それ両方ともございません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） ありがとうございます。

この間那智中へ行ったときに、1つ暖房器具がありまして、寒いんですって言って中学校の方が言われてたので、ちょっと気になりましたので御質問させていただきました。

じゃあ、次なんですけども、能登半島地震においてトイレ問題が今深刻化されております。現地に行かれた方々は皆さんトイレ環境が悪いとおっしゃられております。避難所のトイレは汚物で埋め尽くされ、またいで使えないとか、汚い、臭い、怖い等、不衛生なトイレに行かなくても済むようにと食事や水分摂取を我慢する人も出ていたそうです。特に女性にその傾向が強く、2日間トイレに行けない人もいたそうです。

ある避難場所では、仮設トイレが届くまで10日間、300メートルほど歩いたところにある海辺で用を足すしかなく、介護が必要な高齢者は避難所の一角でござを仕切りながら置いた容器に出してもらっていたというお話もお聞きします。本町では、トイレ対策はどのようにされておりますか。そちらのほうを教えてください。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えいたします。

各指定避難所である小・中学校の既存のトイレを使用することが衛生面からも理想であると考えております。現在避難所になっている学校には、個別の対策を検討しているところでございます。

しかしながら、地震等で学校のトイレが使用できないことも想定されますので、トイレセットやトイレ処理剤、目隠しテントの備蓄を来年度予算で実施する予定でございます。

また、平時におきましても、訓練等を通じまして、例えばプールから水をくんできてトイレに流したりとか、発電機を使った浄化槽への電源供給とかも、誰もが使い方を学んで実践できるような訓練を併せて実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 県で1台トイレトレーラーがあるようですが、本町は孤立する可能性が高いので必要なのではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えいたします。

トイレトレーラーにつきましては、来年度、和歌山県において1台購入するというふうに伺っております。また、能登町役場にも1台来ておりました。

あと、でも本町ではトイレトレーラーの購入予定は今のところございませんが、業者との提携など今後の検討課題としてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） トイレトレーラーはちょっと無理かもしれないんですけども、和歌山市とか新宮市ではマンホールトイレというのを設けているんですけども、那智勝浦町はどうですか。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えします。

マンホールトイレにつきましては、今現在町立温泉病院に5基、それから道の駅なちに6基整備されてございます。

避難所につきましては、整備できてございません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 劣悪なトイレ環境は、避難生活のストレスを高めたり急性胃腸炎を招くノロウイルスなどの集団感染の原因となるだけではなくて、エコノミー症候群を誘発し災害関連死の危険性も高くなります。そうならないように、しっかり対策をお願いいたします。

大災害では、自分の命は自分が守る自助、地域の方と共に協力し合う共助が大事になってきますが、本町ではそのために行われていることは何でしょうか。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えいたします。

本町では、まず自分の命を守ること、また助かった命を守ることがテーマに町内統一の津波避難訓練であったり土砂災害避難訓練、孤立集落通信訓練を実施しております。

また、各区からの要望によりまして、きいちゃんの避難所運営ゲームなどの図上訓練や防災講話等を実施しております。

また、本町では、災害関連死をなくす取組にも力を入れておりまして、今回広島災害リハビリテーション推進協議会さんから能登半島に派遣された広島大学病院教授の講演会も町立病院で開催されると聞いておりますし、また今後断水時の歯磨きなどの口腔ケアの啓発等にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 日頃の繰り返しの避難訓練が大変重要だと思われるんですが、避難訓練の中でも断水したときのトイレの使用方法とか、そのときになったら私やったら多分できないと思うので、そういうことの勉強をすとか、あと防災の関係の勉強とか、あと消防士の方や地域の消防団の方も一緒に交えて町民の災害に対する意識を高めていくことがもう非常に重要ではないかと思います。そういう取組として、今も言われてたんですけども、そういう方も含めての取組ってというのはされてますか。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えいたします。

本町では、より実践的な取組としまして、簡易トイレや段ボールパーティションの組立てとか、あとそのときに防災講話による勉強会であったり、自主防や消防団の方々による要配慮者の避難訓練等、より実践に近いような形で訓練を実施しております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） ありがとうございます。

今ずっと防災対策についていろいろ提案させていただいたんですけども、町長、お話聞いてどう思われますか。意見をお聞かせください。お願いします。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 防災・減災対策っていうのは、町の一番の課題だと考えてますし、優先課題だというふうに以前から申し上げているところでございます。

そんな中で、1月1日に起こりました能登半島地震、本当に大変な被害となってございます。それを受けて、特に今課題となっているのは、避難所の運営がもともとなかなか災害の想定があまりにもしていなかった可能性もあるんだと思うんですけども、本当に大変なことになってございます。

ほんで、特に私どもは、那智勝浦町では一人の犠牲者も出さないということで、まずは逃げ切るような避難の避難タワーを造ったり、そういったものをどんどん進めております。その後、どうしても家にお戻りできないというような方々は避難所での生活になるわけですから、そういった方々が決して災害関連死とならないように、例えば熊本でしたら270人の方が亡くなられているんですけど、そのうち200人が関連死っていうようなことでございます、直接亡くなられたのは70人にもかかわらず。

そんなことで、今の避難所でも、特にそこが問題になったのはエコノミー症候群です。車の中で寝泊まりしたためにお亡くなりになられたということで、関連死が一番多いのが3つあって、エコノミー症候群、誤嚥性肺炎、口腔ケアですね、これできていなかったこと、感染症で亡くなる方、その3つが一番大きくて、できれば避難所でそういったことがならないようなことで、今避難所それぞれ全部平面図に落として、どういった物資があるか、電源がどんなところであって、貯水槽がどのぐらいなのか、そんなことでいろんな教室も割り振りながらやっていくっていうようなことを避難所ごとにマニュアル等、データを全部作れっていうことで、今年度中に作れって言うてあるんですが、多分今年度中には作れると思いますけれども、そういったことをしていきたいと思っています。

誰が行ってもすぐに分かって、先ほど御提案いただいたみたいに、誰が行ってもそこを開けて物資がこんなところにあるって、特に言われているのが、TKB48っていう、ちょっとふざけたような半分名前あるんですけど、これはトイレとキッチンって食堂ですね、ベッド、これは感染症を防ぐための簡易ベッドです。これは48時間内に作れっていう指示の意味合いなんですけど、そういったことを、トイレは今現状のやつで使えるんだったら一番衛生的にもいいので、そういったことでもしそこが使えないっていうのであれば、じゃあどういふようなバック

アップが必要かというようなことをそれぞれの施設で今検討しているところです。

そういったことでは、まずは町民の皆様が逃げ切っていただく、逃げ切った後は健康にお暮らしをいただくような避難所運営が要るってというようなことで、それはベースとしては避難所それぞれにきちっとハード整備があって、ハード整備を皆さん方に知っていただいて、それをうまく運用をどうしていくかってというようなことをマニュアルのような形で残していくと、そういったことをしておりますので、かといって皆さん方それぞれ避難して自主運営っていうか、それぞれが協力し合いながらしていただくような、そういった訓練も必要ではないかなというふうに思っているところで、本当に切実に能登半島で起こってからもう夜も眠れんっていうことはないんですけど、本当にしなくてはいけないことがたくさんあるなっていうふうに思いましたので、少しでも前へ進むようなことで施策を進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） ありがとうございます。これからもよろしく願いいたします。

地震は、時間は決まっていなく場所も決まっていません。突然発生し、予告なしです。できることから早急に取り組んでいただき、いざというときの備えをしていただけるようお願いいたします。

最後の質問をさせていただきます。

一般会計予算のときにおたふく風邪のワクチンの助成のことをお聞きして、1歳から3歳の幼児に助成されているということですが、本町ではいつから1歳から3歳の幼児に助成されて、金額は幾らされているか、教えていただけますか。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） おたふく風邪予防接種助成金に関することです。

今1歳から3歳を対象にさせていただいております、費用的にも平均7,500円程度要るって伺っておりますけども、1人当たり4,500円の助成をしております。

始めた年度ですが、平成23年度から町単独事業として実施しております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 1歳から3歳までのときにワクチンを打つことで効果が高いようなんですけども、任意接種というようなこともありまして、打っていない子供さんがたくさんいらっしゃいます。大人になってから感染すると小児より重症化しやすく、40度を超える発熱、腫れや痛みも強く特定の合併症を併発する確率が高まります。無菌性髄膜炎1から10%、ムンプス精巣炎って睾丸炎が20から40%、卵巣炎が7%、膵炎が4%っていう、そういう統計が出ておまして、大人になってからのほうがもう大変なんですね。できれば助成年齢を上げていただきたいのですが、もう私的には高校生、無理やったら中学生でもう下げていってもらってもいいんですけども、できないか、お話聞かせていただけませんか。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

対象者ですけれども、1歳から3歳の幼児でしているということでございます。

まず、この対象年齢についてなんですけれども、3歳から6歳の罹患が最も多く、それまでの1歳から3歳で予防接種を受けることが勧められております。それに準じたものとなっております。

加えて、低年齢で接種したほうが髄膜炎との合併頻度が低いとされております。助成年齢を1歳から3歳とすることで適正な時期に効果的に接種していただきたく、現状の助成年齢でというふうに考えておるんですけれども、質問いただきました、確かに対象年齢を拡大してはどうかということなんですけれども、全国におきましては一部の市町村であまり少なかった、僕が調べたんで少なかったんですけど、15歳ぐらいまでされているところもございました。本町といたしましても、先ほど言いましたように、有効とされている1歳から3歳でぜひ接種していただきたいという思いがございます。その年齢に特化して引き続き助成させていただきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 23年からされているということで、それまでにその期間に子供をやっていない、それ3歳以降の、もう4歳とか5歳になっている子がいるんですよ。その方は対象ではなくてもう助成もされなかったもので、そういう方のためにも助成、15歳まででも考えてもらえませんか。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） おたふく風邪の予防接種につきましては、今のところ3歳で一番効果があるということなんです、皆さん方いろんな声があれば、今後検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） ありがとうございます。できれば、助成のほうをいろんな人の意見を聞きながらまた御要望をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

これで私のほうの一般質問を終わらせていただきたいと思います。皆さんどうもありがとうございました。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開13時ちょうどです。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時42分 休憩

13時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

次に、3番城本議員の一般質問を許可します。

3番城本君。

○3番（城本和男君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、道の駅なちの温泉施設丹敷の湯についてでございますが、先ほど10番議員のほうでも質問がされておりました。お伺いしたい点で重複する点があるかと思いますが、御容赦をいただきたいと思っております。

また、10番議員の質疑の中で、観光企画課長から突然もうこの道の駅なちの存在自体を否定するようなお話もありました。私は、これまでの状況とか視点で質問させていただきたいと思っております。

今回の丹敷の湯の閉鎖の件については、おかしいなと思う点が幾つかあります。道の駅の管理や今後の運営については以前から、私もそうなんですけども、何人かの議員から質問や提言がなされております。指定管理を検討すると言われましたが、ずるずるとこんなようなやり方で大丈夫かなと思っておりました。それが今回このような形になってしまったことはちょっと残念でたまりません。ボイラー等の修繕が必要なことは前から分かっていたことでありまして、大変残念であります。

まず、プロジェクトチームの答申が出たということです。町長は、12月の町政報告でこの答申のとおりやっていきたい旨を表明されました。道の駅の事業の変更、突然なんですけども、これからの方向性を基に次年度に新たな形態をお示しできるように今後関係者と協議を進めてまいりますと言われました。これから議会のほうにも説明をしていただけたらと思っておりました。しかし、この翌日の熊野新聞の記事に大きく廃止、閉鎖を決定したと報道がされました。これおかしいなと思ひまして、今後関係者と協議すると言っていたのにおかしいなと思ったんですね。担当課のほうへ聞いたんですけども、これは記者さんの早合点ですと言われました。

その後に、私、これまた気になって、記者の方に、あれまなかったよね、町長が一方向的に何か廃止を表明したって取られるよねっていうふうにして言ったんですけども、記者さんは一応担当課のほうと確認をしましたということでありました。これは行き違いだと思うんですけども、しかし町民のほうから見たら、記事にはもう閉鎖として映ったと思います。

私は、まだ議会にこのPTの報告、この説明もされてない状態でしたから、もう町長の言葉どおり、今後関係者と協議を進めてまいりますという言葉信じておりました。

12月議会の総務経済常任委員会なんですけども、その場でPTの座長の瀧本副町長も見えられて検討内容の概要を説明をいただきました。これまでの経過、温泉施設の廃止の方向、施設の移転について説明をいただきましたが、これはあくまで町長への報告ですと、決定ではないのでというふうなお話で、PTの資料を回収されてしまいました。

私は、これせつかく検討いただいたんで、議会としてもこれを基に現状や今後の方向性、方向等を調査する必要があると思ひましてこの資料を出してもらうように委員長にお願いをしました。しかし、ここに手元にないということは難しかったのかなと。なぜ検討されたPTの資料が町民の代表である議員に出してもらえないのか、その点、お伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） P Tの資料の提供ということでございます。

今回、P Tのメンバーについては役場で組織しております。あくまでもP Tでもんだ内容を検討した資料でございましたので、委員会のほうでは一旦提示して、その旨御説明させていただいて、一応内容についても質疑も応答もあったと思いますので、御了解は得たと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 了解を得たというのは私ちょっと分かりづらいんですけども、このP Tへの答申は町長に出すものだとすることでそのとおりでありますけども、もうそれを、それでも町長当局が議会のほうに、これ委員会に出すのを拒んだというんか、嫌がった、何か公表してまずいものがあるとは思いませんけども、途中経過のような状況で資料が一人歩きするのはまずいというのはわかりますけども、これはもう温泉施設の閉鎖とか今後の道の駅の方針、この裏づけになるんですよね、どうやって決めたかということで。せっかく御検討いただいたのに、これが不十分で何か追及されることにならんかというふうなことで資料を出さなかったと、そのようにして見られてしまいませんか、これ。検討内容を出せないという何かあったんでしょうか。それでもう一度お伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） お答えいたします。

表に公表してまずいものとは一切思っておりません。委員さんにはその場できっちり説明して、納得の上で資料のほうを確認していただいたというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 役場内のこれ文書で、一応公文書ですね。それが議会に出せない、見せられないっていうのは、そこまで御理解をいただいたからということでありまして、ちょっと理由がよく分かりません。

議会としては、委員会のほうできっちりと調査すればよいことで、道の駅の温泉施設の現状を理解するためにこの年末に、12月26日ですかね、現地視察をさせていただきました。当局から説明もありまして、改修しなければならないということ、今のままでは存続はできないということ、そして改修には多額の費用がかかるということで、早期に閉めたいというお気持ちはよく分かりました。

しかし、私、12月の定例会の委員会で申し上げたのは2点、道の駅だから、1点目は、単に温泉施設を閉鎖するという問題ではないと。赤字と言うが、そもそも役場の職員の中に何かそこでもうけてはいけないと思っている、そういうふうな感覚なんですね。この考えを、この体制を変えていかんといつまでたっても同じかと思えます、よそへ移したとしてもですね。これ

もうけてはいけないから赤字になりますよね、これ当然。

2点目としては、温泉施設を廃止したとして今後の数年間道の駅をどうやっていくのか、どう使っていくのか不明である。そういう検討が十分じゃないんじゃないかと思えますね。このままではさらに来訪者が少なくなってしまうと寂れてしまう。どうするかを示さないでこの温泉施設をやめるっていうのは、もっと悪い結果になってしまうと。この改善こそが本来PTでやるべき仕事、PTの目的ではなかったのかなとお聞きをしました。町長の町政報告を受けて委員会の中でこのように質問しても明確なお答えがいただけません。町長にも、この委員会の質疑の内容自体がちゃんと伝わっているのかと疑問に思いました。

座長の副町長さんの発言のとおり、これはPTから町長への報告でまだ決まっていないということだったので、これから利用者の方にも説明などして町民の理解を得て決定していくことかと思っておりました。

それが、年明けの1月20日のこの回覧を見てびっくりしたんですけれども、回覧、道の駅丹敷の湯の営業終了に伴う入浴回数券の販売終了及び払戻しの御案内、3月31日の営業をもちまして営業を終了させていただきます。皆様には25年間余りにわたり御愛顧をいただきまして誠にありがとうございましたとありました。これえっと思ってすぐに担当課のほうに電話したんですけれども、いつ決まったんですかと、町民に説明したのかなと。私たち議員も知らんけど、これ知らんような状態やけど、これ大丈夫かというようなことで電話をしました。

案の定、私のところに電話がありまして、風呂を利用しやるんやけど突然3月末の営業終了の回覧が回っていると、議員、あんた知ったあったんかと言われました。別の人は、道の駅の丹敷の湯は交流センターで単なる入浴施設ではない。町民の利用も多いが、議会は了承したのかというふうなことを言われました。お恥ずかしい話ですが、私は知りませんでしたと、12月の議会の段階でまだ決まってないということでしたと答えるだけで、私は議員として大恥をかきました。

この回覧の責任者は一体誰なんですか。一方的な営業終了の通知ですけれども、公共施設ですからやはり町民や利用者への配慮がちょっと欠けてませんか。誰か慎重にやったほうがよいと言いませんでしたか。町長に対する部下の皆さんのサポートが足りないんじゃないかと思うんですが、その点、お伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） PTのほうの座長をしておりました副町長でございますが、悲しいかな、議員から見れば役場の職員が無能のような金もうけしたらいけないって思うてるのは誰一人いないです。金もうけして、赤字出すより金もうけするんが当たり前じゃないですか。現に農産物は黒字出しているじゃないですか。議員、ちょっとね、役場の職員をうがった見方をし過ぎてんじゃないかなと私は思っております。

私どもも、町の財政に負担をかけないように、また利用者の方に申し訳ないという気持ちがあるのですぐに貼り紙をさせていただいて閉鎖の意向をお伝えさせていただきました。回覧を通して町民全体への周知を図らせていただきました。これは、御利用の方には非常に申し訳

ないんですが、御利用されていない方、町民の多数ですね、自分らの税金、そういう赤字に繰り出してええのと、今後10年を考えたとき1億数千万円出してええのと、そういう視点で廃止の方向を決めた部分もございまして、単純に赤字だからというんじゃなくて、御利用なさっていない方々の意見も酌まないかん部分があります。そういうことでこういうことになったんですが、12月議会では廃止の方向は決まっています。PTから報告しただけでございました。その後、何度も申し上げてますとおり、修繕に修繕を重ねてきた3つのボイラーですが、3つ目が最後のとりでが壊れてしまったと。業者と話すと、もう修繕しても難しいよと、やるんだったら大規模修繕のほうが望ましいですという言葉がございましたが、何とかお正月は運営したいと、もう仮復旧でええから修繕してくれということをしていただいて現在に至っております。ですから、明日にでも止まるかも分かりません。そういうぎりぎりの状態なので、新年度予算の時期でございましたので、このまま赤字を続けていってええのか、ではそろそろ閉めさせていただいたほうがいいのではないかという判断もございまして、そういうことで今なっております。

お願いですから、役場の職員を信じていただきたいと思います。絶対金もうけせんらいうて思うた職員は一人もないと思いますよ。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 熱い思いを聞かせていただきました。

この営業利益を上げるように、農産物のほうは営業利益は上がっているんですけども、お風呂のほうも営業利益を上げるように、そして交流センターにも人を呼んで営業利益を上げられるようにできると思うんですよね。そのあたりは職員さんも何か努力しているみたいなんですけども、もっとやってほしいなという意味であります。

そして、休止に関してはいろいろお話し聞かせていただいたんですけども、予算計上の関係で、PTの答申が出て、町長は今後関係者と協議をしてということでありましたけども、普通だったらこれ、私はこの説明にも時間がかかるんでPTの答申に反して存続してと言われる可能性もありますよね。私だったら、これ予算をそのままにして議会に諮りながら町民や利用者を対象に一度説明会を開く、町民の理解を得た上で最終判断をする、やめるとしてもスケジュール的には早くて私だったら9月、もう止まってしまうかも分からなくてせつば詰まったお話いただきましたけども、それだったら休止とか、もっと前からボイラーをちょっと何とかしとけばなと思うんですが、例えば9月末で閉めるとして、この3月の議会に諮って9月閉鎖を表明する、新年度に回覧通知をすると。早くて私だったらこういうやり方でやりますね。今回のやり方については、これまでにないちょっとすごく急いだような気がします。

これは、何かやっぱり予算の調製の都合で決めたんですね。この予算の計上ってというのは、当局の都合ですよね。当局の都合で何か、私から見てもですけども、うがったような見方かもしれないんですけども、町民の説明なくして通知を出したようにして見えるんですよね。そういうことになりませんか。その点、お伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） 議員おっしゃるとおり、時期が時期でございましたので、町民に知らせるいとまがないので回覧を回らせて町民の皆様にお知らせさせていただいたと、そういうことでございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 状況はよく分かります。それでも、閉鎖じゃなくて休止ですよ。もう役場だけで、ごめんなさい、役場の関係者だけでも閉鎖と決められたような気がします。利用者や地元、町民の皆さんに説明することがまず必要であった。そのときになぜ説明会ができなかったんですか。もう一度伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） 再三申しておりますとおり、12月の議会終了後にそういうボイラーの故障が発生し、その12月、1月は新年度予算を組む時期でございました。そういうこともあり、このままじゃ大規模修繕が見えてくるのであれば事前に閉める方向を検討したということでございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 普通だったら町民に先に問いかけをする。10番議員さんもおっしゃっておられましたけども、毎年開催の町政報告とか懇談会もありますので、その大きな、すぐ閉めるどうのこうのじゃなしに、町の交流センターという公共施設ですから丹敷の湯の状態をまず説明するなり、先ほど観光企画課長はもう道の駅自体存在がどうのこうのみたいな感じでおっしゃってましたんで、もしそういう考えがあるなら、町民にまず説明すべきじゃないでしょうか。

私は、今回丹敷の湯の閉鎖の話だけしてはいますが、閉鎖をするにしても意見を聞くなり理解をいただくことが必要じゃなかったのでしょうか。せめて、私から見れば、役場だけで決めて住民が不在になっているように見えます。

もう一点気になるのが、今回の署名の、これは2月5日に提出されているんですね。丹敷の湯が閉鎖されるということで署名の活動があったということ当局は把握してはいますよね。これいつ頃当局のほうは分かったのでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 人伝えではございますが、1月中旬頃に知りました。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 私もこれ1月中旬ぐらいに聞いて少し心配してはいたんですけども、こういう陳情が上がってくると議員も願意とかということではできるだけというふうな考え方になりますのでちょっと心配してはいたんですけども、署名活動ですね、存続してほしいという声があるということを知っていたいながらこの営業終了の回覧通知、これもう出したんですよ。この回覧通知をそういうことが分かっていながら出したということですね。もう一度確認をいたします。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 回覧の用意は、もうその1月初旬から準備を用意しておりました。陳情のことも、先ほど申し上げたように、中旬に知り得ましたが、1月20日の回覧にて周知のほうをさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 当局の皆様にお伺いしたいんですけども、この署名をされた方々、この営業終了の回覧通知をどう見て、どう思われたと思いますか。皆さんお気持ちなっていたかと思うんですけども、農林水産課長、どうですか。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） とりわけ利用者につきましては、大変御迷惑といたしますか、御不便をかけることになるのかなというふうに思っております。いろんな利用者といいますか、利用されていない方もいますし、いろんな町民の方の考え方もあろうかと思いますが、重ね重ね申し上げますが、利用者につきましては大変御不便をかけるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 署名された方から見ると、自分たちの声をまるで、私たちの意見は聞いてもらえないのかなというふうにして思うんじゃないかと思うんですね。利用者の方、署名をされた方に御理解をいただけるようになぜこのとき説明会等をやらなかったのかと思います。

町長は、選挙の公約で大きな声だけでなく小さな声にも耳を傾けると言われておられました。町民の皆様の声、もう全てを聞くということはもう無理だということはよく分かりますけれども、一生懸命集めたこの署名、この願い、ぜひ聞いていただきたいと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） 副町長でございます。

我々も町民の皆様の声は十分、議会にもそうです、請願を出された、それ十分聞いております。議員は説明会等々のお話でございますが、先ほどもちょっと申しましたが、私にも電話等で2件、道で会った方6人、合計8人の方ですが、署名したよと、存続してほしいって回ってわざわざ来てくれたんで署名したよと。そのときにこういう事情で赤字等々でこのまま続けると大きな赤字になるのではという判断で閉める方向を決めさせていただきましたというような話がありましたかと言うたら、そんな話は一切ないと、取りあえず閉めるのはけしからん、そういうことでございますので、私どもの真意、この長い10年スパンで見たら1億数千万円の、単純に計算すると赤字が出てしまう。今ここでまた修繕等大規模をやると中途半端にやめるわけにいけないと。そういうことで、新年度ちょっと様子見ようかという判断させていただいた。声なき声は別にございます、小さな声も、早うやめろ、俺たちはそういう署名運動はしないけど赤字やったら早うやめたらいい、そういう声もございます。

ただ、3,000集まった票は、我々は真摯に受け止めていきたいと思っております。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） よく分かりました。できれば公に理由をちゃんともう少し説明をしていただきかったと思います。全ての町民の皆さんの声を聞くことは無理なので、それは私たちは請願をどうするかという判断をさせてもらいますし、当局のほうは当局のほうでそれをどうするかという判断をしていただきたいと思います。それはそれで結構なんですけども。

2つ目の次の質問に移らせていただきますけど、道の駅の今後どう活用していくかです。

先ほどの話では、全否定みたいなお話もありましたので、ちょっと質問自体が無意味なのかなという気もするんですけども、丹敷の湯の関係の議案も残っておりますので、私、この道の駅の今後については、私、今質問を控えたいと思います。

ただ、このPTに関してだけ若干お伺いしたいと思います。

町長は、このプロジェクトチームの答申を受けてこれを判断したとおっしゃっておられました。まず、1つ疑問に思うのは、PTの構成ですよ。先ほど役場内で組織したということで聞きましたけども、これまで委員会でもPTで検討します、PTでの検討結果ではということですね、横文字でPT、PTって、これPTって一体何だろうって私は思いました、最初。これどんな組織なんかなと思って思ってたんですけども、聞くとプロジェクトチームだと。これは役場内の職員だけの組織で、座長は副町長さんがされていると。これ何人で構成されて、皆さんの役職はどのような方々になっておられるのか、どのような人がなっているんでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） お答えします。

副町長をはじめ庁舎内の職員8名で構成しております。職員7名のうち管理職が6名、あと主査が1名ということになっております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 役場内のチームということで各課からの選抜になるんですかね、これ。これは職務上の責任がそれぞれがあるんでしょうか、ないんでしょうか。その点、お伺いします。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） すいません、ちょっと質問の内容なんですけど、責任といいますと、発言に責任があるとかっていうところでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） このチームに選ばれて目的達成までの間、自分のやったことに対して責任があるのかどうか、もう何にもなしに傍聴者として聞いて賛否を問うだけのものなのかどうか、それだけです。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 各課においての立場で、現状も把握しながら、こちらの道の駅の現状もこちらから説明した上で、各課各課の立場の上でいろんな討議をしたという、決して傍聴だけの組織ではございません。いろんな討議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 各課においての立場で仕事をされていると。PTのメンバーでこの道の駅に関係している人っていうんか、以前担当していた人とか、事情を一番よく知っている人っていうんか、そういう人があるのかどうか、何人いたのかどうか、お伺いします。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 副町長を除く7名のうちで担当課が2名となっております。総務課、財政に精通しているとか、あとは管財係、施設等の検討ですね、そしてまた観光部門から観光と企画とそれぞれ1名、職員のほうを配置していただいているところでございます。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 各課から集まってきて、精通している方も関係のされている方もおられるということです。私、どうも机上だけで判断しているんじゃないかなと疑ってしまいまして、ごめんなさい、すいません。

PTのメンバーの方は、丹敷の湯の利用者の声をまず聞いたんでしょうか。その点、お伺いします。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） お答えします。

PTとしては、ヒアリング調査を形式張ってした経緯はございませんが、各職員、そしてまた当課の職員も道の駅に出向いたり、道の駅の職員からいろんな情報を得ているところでございます。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 次の質問は、道の駅の職員さんにちゃんと聞きましたかっていうお話だったんですけども、聞いたということで、その次は地元の方の意見というのはどう把握されますか。PTの方は、地元の方の意見とかもやっぱり聞く必要があると思うんですけども、その点、お伺いします。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 今の件につきましても、改めてヒアリング調査をしたことはございません。本当にそのときそのときの状況でございますが、私については区長に何度か話をしたことはございます。そしてまた、現場での対応が多かったというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 分かりました。

そしたら、もう一回確認させてほしいんですけど、利用者の声はどういう声が多かったか。

それから、道の駅の職員の意見は例えばどういう意見があったか。地元の方の意見はどうだったか、教えていただきたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 現場のスタッフに聞くと、利用者でございますので、それは本当に閉めることを惜しがってるといいますか、残念な気持ちでっていうことであります。

また、スタッフも、今まで現場で働いていただけてましたし、常日頃お客様に気を配って、また施設管理のほうもしっかりしてきてくれました。その中ではやはり継続希望というところの話も承っているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 一応職員の方にも聞いていただいて、そういう声も、利用者の声も今回陳情があったということですから、普通は改修に幾らかかるかそこまでは分かりませんので、残してほしいよ。地元としても、あそこの場所をちゃんとやってほしいなということだと思います。そういう意見をPTの中でまずみんなで共有されていたのかどうか、そういうお話をされたかどうか、その点、お伺いをします。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） 閉鎖の方向を決めたのはPTの最終決のところでございます。途中で閉鎖ありきで何も考えてございませんでしたので、地域へ行っての聞き取り調査はいたしてございません。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） PTに選ばれた職員さんもこれ大変だと思うんですよね。職務外で職責を与えられて、通常の職務外で責任のある仕事をするということ。

もう一点、PTの中で、委員会の報告で修繕に幾らかかるよというふうな報告がありました。6,300万円ですかね、これエレベーターの分を含んでますんでそれよりも少ないんですけども、総額と言えば6,300万円ですね。

しかし、これ6,300万円を自主財源で全部回収するのが前提となっております。6,300万円かかるんやと。これ有利な起債とか補助金を活用すれば財源を活用することができると思うんですね。そういう財源を活用するような検討はされましたか。

財政の担当者も入っていたというんですけども、改修に向けてどういうものが使えるとか、どういうもんが使えるんですかね。教えてください。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） 築25年の建物でございますので、今10年間で予測される工事修繕費、またそれから10年たつともっとかかってくるということで、起債をどうしたらいいとかという検討せずに、これからどんどん悪くなる施設をじゃあどこで止めたら一番町にとって傷が浅いか

ということでその判断に至ったわけです。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） もう閉鎖の方向に向かって、建物も古いですから、そういう方向ですね。

私としては、残すのであればこういう財源が使えるよとか、そういう検討がされたのかどうか、そうじゃなしに、もう6,300万円赤字になるからというふうな形になってしまったんじゃないかなと。最初からこれは閉鎖に向かってのPTでなかったのかなと思ってしまいますよね。また、答申のあったPTというのはもう解散されたんですか。お伺いします。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） PT自体は閉鎖の方向を最初から検討したわけではございません。いかにしてお客様を招き入れることができるか、現状分析した上でいかに経営を、黒字と言いませんけど、改善できるかという検討を種々いたしました。そしてまた、民間の方にも、先ほど10番議員のときにもありましたように、ブルービーチ那智も巻き込んで広範囲での道の駅全体としての収益改善につながらないかという部分も検討いたしました。

ただ、民間の方の御意見にしても、もう我々の考えるレベルの話でございました。また、多額の資金も要するような話になってきましたので、じゃあもうこれは一旦諦めようと、ブルービーチを巻き込むのは、いかに収益改善するかも考えましたが、親子連れを引っ張り込めるような施設に変えればある程度の収益改善は見込めるであろうと、子供が行きたいと言えれば親もついてくるであろうとか、アヒルのやつをいっぱい浮かべたら子供来るからとか、そういう議論もいたしました。特効薬はもちろん見つけることなくこういう結果になっております。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 分かりました。検討されたということですね。

本来このPTっていうのは、もうPTって言われましたんでちょっと見たんですけども、あるプロジェクトを進めるために臨時的につくられる複数の異なる部署から集められた人から構成されるチームで、短期的に入れたタスクフォースとか、そういうふうなものとは比べてプロジェクトチームは長期にわたって取り組む、何度も検証を行って課題を解決していきますとあります。私は、これてっきり今後の道の駅の活性化、今後の利活用という最終的な目的解決、達成まで活動するもんだと思っておりました。本来PTとはそういうもので、実際に問題解決をやっていく、そういう部署となっています。しかし、申し訳ないですけど、もうPTが解散されたとなれば、何か温泉施設を廃止するための理由づけの組織であったのかなと思ってしまいます。

何人かの議員がこれまで一般質問をしている、これ重要案件なんですよ。PTの答申だけでこれ決めていいのかなと思います。議員の質問や委員会での意見は取り入れられているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） 今まで様々な御意見を議員様からいただいておりますが、おおむね経営改善の話かと思っております。そして、PTにつきましても、役場の職員は素人集団でございますの

で、取りあえず現在の入浴部門を閉めさせていただいた後の道の駅の活用はいろいろ手がけてこられたプロに話を聞いてみたいなということで、PTは解散しております。

これから先はプロに入っていただかなければ、素人考えに終わってしまうのではないかとという危惧の下、取りあえずPTを解散して、また新たにつくるのであればそういうプロも交えながら検討していきたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 私、先ほども申し上げたんですけど、今度はプロに頼むということなんですけども、それだけじゃなしに、やっぱり難しいのかもしれないんですけども、外部とか有識者、これはプロのともありますよね、一般の人も取り入れてPTを改めて募集したほうがいいんじゃないかと思うんですね。今、町がおっしゃっているのは、コンサルに頼んでっていうみたいなイメージだと思うんですけども、今回は役場だけのPTっていう報告は赤字をなくすための方向へ行ってしまったんですけども、道の駅としてどう活用するかコンサルに頼むということなんですけども、これが示されていないので、道の駅の利活用の検討委員会、新たなPTをもっと違う組織で立ち上げて、民間のコンサルも使って、その中で討議したほうがいいんじゃないんでしょうか。

といいますのは、何か利用者の方とか住民の方が置き去りにされて決まっているような気がするんですね。そこらあたり、ちょっと一つ改善策を設けてもらいたいんですけども。

私も、3年前に道の駅の活用と再生について一般質問をさせていただきました。そのときには、那智駅交流センターのほう、先ほどもありましたけど、都市と農村の交流拠点、地場産品の販売を通じて人と人、人と物との触れ合いの場として整備されたと、まず御答弁をいただきました。その後、道の駅となって世界遺産情報センターなど観光のまち那智勝浦町の情報発信の場として活躍が期待されていたんですけども、観光産業課から農林水産課のほうに所管が替わって道の駅としての案内の機能とか観光交流拠点として十分機能せずに、ちょっとこれほったらかしのような状態になってしまっています。おまけに、赤字と言われて丹敷の湯の営業時間を短縮した。ますますこうなりますね。コロナの影響もあって、活気がなくてちょっと閑古鳥が鳴いているような状況かと思います。

これは、今の課長さんだけの責任ではございません。観光のまち那智勝浦町の道の駅ということで、訪れた観光客の方は結構のぞいてくれるんですよね、どんなとこだろうと。しかし、これ私が見ていると、首をかしげて残念そうにしながら帰っていくんですよね。道の駅の切符でさえ在庫切れのときがありました。どんだけこの那智勝浦町の評判を落としているのかなと思います。

私は、先日も観光企画課が所管すべきで、もっと道の駅として観光のために活用すべきじゃないかと申し上げました。観光機構に対する補助金、大きな事業をするというのも大切なんですけど、まずは足元、町営の道の駅の現状を改善するのが本町の一番の観光施策、観光振興策だと思っています。

ところが、観光企画課長のお話なんですけども、先ほど全否定みたいな御回答をいただきま

したけども、農林水産課に任せてますんでということでお答えをいただきました。何とかならんかなって相談したんですけども、いや、あれは農林水産課のほうへお任せしますんでというお返事でした。私、これが問題だと思うんですよね。丹敷の湯の閉鎖だけの問題ではないと思います。私はもう大変残念です。道の駅のなちが町の観光の玄関口として考えられないということをおっしゃったんで、非常にショックで私自身も力のなさを感じております。

ちなみに、3月9日にロケットの打ち上げが延期になった日なんですけども、このとき丹敷の湯の利用者は何人あったでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 大変申し訳ありません、3月9日前後の資料も含めて今持ち合わせてございませんので、また後ほど御回答させていただきます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） すいません、ピンポイントの質問をして申し訳ございません。

通常の人のお倍、100人ぐらいあったということなんですよね。営業時間あると思うけど一日切れずにお客さんが入っていたということなんです。ということをお聞きしました。これはやっぱり町長も進められているロケット事業の効果なんですけども、車で来られるお客さんというのは多いんですよね、何かこういう催物があれば、何とかマラソンとかもあるらしいんですけども、これまだまだ町のために活用される、この潜在能力のある施設、これ道の駅だと私自身は思っております。

それでは次に、県道下里太地線について質問をさせていただきます。

これは県の事業なんですけども、この道は下里地内を通る今の県道を振替して自動車道の下里にできるインターチェンジより山沿いに太地町のほうへ道を造るものであります。今年の1月5日、正月すぐなんですけども、下里研修所で県の担当者、新宮建設部による説明会がありました。

この説明会は、この道路の都市計画決定のためのもので、本来だったら先に用地とか工事で迷惑をかける下里地域に対する説明会が必要であったと思うんです。後になって2月19日に再度下里区民を対象とした説明会が開かれております。

区民の方からいろんな意見が出ておりました。その中に、自動車道のインターチェンジの名称がおかしいんじゃないかというふうな意見もございました。それにしても、県のほうの方針、都市計画決定の日程の都合もあると思うんですけども、正直今回の経緯は急過ぎて、県のやり方、進め方に大変違和感がありました。

私は、前に総務経済常任委員会の中でこの県道の計画があることを聞きまして、下里区は何も知らんような状態なんで、はよ計画があることを知らせるべきだと申し上げました。当時の区長さんにはちゃんと情報を入れていただいているようなんですけども、それにしても急に湧いたような太地町の県道の話。前からこの計画があったのかどうか、もともとあった話なのか、もしそうでないなら本町はいつこれを知ったのかどうか、その点、お伺いします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 下里地内を通る太地方面へ向かう県道につきましては、過去20年ほど前ぐらいにはあったかなとは思っております。ただ、今回の道路の計画につきましては、最初に県道新設の話につきましては、令和4年6月1日に県庁の担当課が役場に来られまして、八尺鏡野地区にできます（仮称）太地インターチェンジを降りた辺りから太地町方面に向かう新たな道路整備の検討についての説明がございました。その後、その年の9月7日にも来町されまして、下里地区内を通る県道新設と現道対策について県としての今後の方針等の説明がございました。

ただし、その場で本町としましては、県道新設よりも以前から課題となっています下里地区県道の狭隘区間の拡幅改良等、現道対策を優先するよう強く要望を伝えております。

知った経緯については以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） きっちり答弁していただきましてありがとうございます。

町も、この計画を昔にはあったけどもそれが立ち消えの状態で、この計画の実施を知ったのは最近ということで、2年前ということですね。ずっと計画されてきたものではないということです。

下里区内は、先ほどもおっしゃっていただきましたけど、県道南平野下里停車場線ですかね、これ。拡幅整備がされておらず、通学路の歩道整備はおろか車同士の対面交差もできない場所があるんです。まずは、今の道路の拡幅が先で、さっきもおっしゃっていただきましたけども、特に災害時の避難路の確保のためにも整備が優先されるべきだと思います。それができていない中、このような話が出てくること自体不思議なんですけども、この計画は町が要望したもんじゃないんですよ、今の話を聞くと。その点、もう一度お伺いします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 町が要望したものではありません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） それでは、どっから話が出てきたのか、どこが要望したのか、答えられる範囲でお願いします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 先ほど申しあげました令和4年の話では、県庁の方からは太地町からこのような要望があったので、県としては今後検討していきたいというふうには説明されております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） この道路の整備の大半は那智勝浦町がほとんどなんですよね。用地の協力とか工事の迷惑も那智勝浦町、特に下里なんです。それが、この当事者、下里区が知らされてなかった。このような状態でいいんでしょうか。その点、もう一度お伺いします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 我々としましても、全く役場も地元も知らない間にこういうことが話が出てきましたものですから、役員の方には必ず事前に説明してくれということ、例えば説明会を早めに開いてほしいとか、そのような要請は何度もさせていただいております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 現道、この今の道の整備がどうなるのか、ちょっとこれまでほってかれたような状態で拡幅工事をしっかり県にやってもらえるのかどうか、その点、お伺いします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 和歌山県のほうでは、国道42号から踏切、名称が色川街道踏切と言うんですけども、そこまでの間、約120メートルにおきまして現道整備の用地確保や物件補償を令和6年度から、来年度から行われる予定でございますが、補償対象予定件数など数多くありますので、それに要する日数とか予測がつかないところもございまして、今後のスケジュールについては具体的にはまだ分かっておりません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 区間ですね、どうしても交差できないところ、下里駅の延長のところまで、そこまできっちり計画の中へ入れていただけるように、町としてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

能登半島の地震の状況を見ても、主要な避難路の拡幅、これ物すごい大事なんですね。もう人命のためにも早急に行く必要があると思ひますので、どうかよろしくお願ひします。

この現道の整備、いつぐらいまでにできるんでしょうか。計画もまだなっていないということで、どれぐらいを、県のほうにどのようにしてお聞きになっていますか。お伺ひします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 現道整備につきましては、先ほど申しました踏切までの区間につきましては6年度から着手されてまいります。物件補償の件数がかかなり多いものですから、具体的な年数については私どもではお答えすることができません。

ただし、地元説明会等でその先についても整備するという要望が出ておりますので、今後も引き続き県としては整備に向けて検討していくとは聞いております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 現道の整備がまず先だということと思ひは一緒だと思ひますけども。

それでは、県道の新しくできる下里太地線はいつ頃を目途に完成となるんでしょうか。お伺ひをいたします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 今年開かれております説明会でも同じような質問が出ておまして、

和歌山県のほうからの説明では、まだ事業化もされておられませんし具体的な完成時期を示せる段階ではなく、道路計画の具体化には現地の測量や詳細設計、そして当然地元調整などが必要で距離もかなりありますことから、完成までには相当な時間がかかるという説明がございました。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 私も10年は難しく15年とか、そんなようなスパンなんか、もっと20年ですか、瀧本さん、もっと早い。

〔副町長瀧本雄之君「もっと短い、インターチェンジ、太地インターチェンジから真っすぐ来る」と呼ぶ〕

そうですか。ありがとうございました。

もっと早いということなんで、それまでに現道の整備を急いでいただかないとなりませんので、どうかそのあたり、まずその新しい道路ができる振替する前にきっちり現道整備ができて、主要な避難路が確保されているということが大事になりますので、その点、もう一度お願いします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 新しい県道が完成すれば旧県道は、今の現道は町道に移管されるというような話が出てまいりますので、その対策が終わらずに引き受けることは町としては相ならんと思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） ありがとうございます。

県の新しい道なんですけども、串本太地道路にアクセスして災害時の防災機能の向上や日常の利便性の向上を目的とされていると書いてあるんですけども、特に津波避難災害時に太地町が孤立しないようにということで計画されているようであります。もちろん太地町さんも含めて紀南地方の重要な防災面、紀南地域の防災面では大変重要な道路となってまいりますので、必要な道路だと思います。

しかし、県の計画があるなら、ぜひその計画どおりに進んでいただきたい。きっちりその中で早くやっていただきたいと思います。

しかし、本町の津波避難困難地域である下里地区に対しては、この道路はどのようなメリットがあるのか、町はどのようにお考えでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議員のおっしゃいます防災機能向上の点っていうのは、説明会でも語られていた内容と質問かと思えます。下里地内の国道42号は、津波の浸水被害を受けることが想定されておりまして、下里地区の救助、救援には42号の瓦礫や土砂を取り除く、いわゆる道路啓開を長い区間行いながら支線道路にアクセスしなければなりませんので、その作業に時間

を要し、発災後72時間の壁の貴重な時間が奪われることが予測されております。

それに対し、下里太地線は津波で浸水しない高さの土地での整備が予定されておまして、またインターと隣接しますので、串本太地道路が完成すれば高速道路からそれを使い救助、救援ルートが42号以外にも確保されることとなります。そして、下里地区のメリットとしまして、当然地元の意見を十分にお聞きしながら新しい県道へ上がることのできる取付け道路、そして避難路等の整備も県のほうでは検討されておりますので、今後もいろいろと調整させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 聞きたいことを全部言ってもらっているような状態でありがたく思います。

42号の道路の啓開をというふうなお話ですが、新しい県道っていうのは山沿いなんですよ。実際に防災機能の向上というなら津波避難困難地域の解消、もし避難路の確保のために私が思うのは、下里の町なかを高架で越えるような、高架でJRを越えるような道路、そこにまず住民の方が避難する、そしてその道から自動車道に向かって高いところへ避難できるような、そういうふうにするのが防災機能の向上、下里は津波避難困難地域でもありますんで、まずそれですよ。財政的には無理な計画なのかもしれませんが、町はそういう要望をされたのかどうか。

これは、山沿いに幾ら高い道路があったとしても、今の下里には全然これメリットがないんですよ。そういう要望をされたのかどうか、お伺いします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 私どもは、この道を知ったのはもう山のほうを通っていくということでお話を聞いておまして、そのような町なかを高架で通るような道を要望するような機会がございませんでした。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 実際には難しいと思います。私も難しいのかなと思います。

それならば、下里区民の要望は、せめて県道へ利用しやすい県道への取付け道路、そして必要な場所に避難階段、避難場所をつくることだと思います。それにつきましては、県にも道路整備の中でしっかりと要望していきたいと思うんですけども、私がこの前から申し上げております被災時に有効な高台の確保、これができるのかどうか、自動車道につながる場所で避難場所、備蓄倉庫、そして地域の災害対策の拠点となるようなところ、また広ければ仮設住宅の建設ということも考えられると思うんです。復興につながるような高台の確保ができるのかどうか、これがなければ何のための、誰のための防災機能の向上なのか。まず、高台の確保をどれぐらいできるのか、どこがやるのか、お伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 新しい道路につきましては、現地盤よりも10メートル以上高い土地の山を切り崩したり、谷の上を高架あるいは盛土で建設されますけども、平場ができるとすれば谷を埋めることで平場はできるかと思いますが、ただそれをやるというような計画とはなってございません、道路として。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 道路計画の中ではそうなんですけども、それを機にして高台の確保をしてもらえるのかどうかっていうことで、県のほうは県で計画はしていると思うんですけども、まだ案の状態なんでどれぐらい取れるかっていうのは分からないですよ。ただ、那智勝浦町としてはどれぐらい確保していくというふうな方向性を持つとかないといけないんじゃないですかね。

下里地域において、重要な高台の確保なんですけども、防災担当室もあるんですけども、その検討がされてないままですね。表現は悪いんですけども、どたばたと県のほうで都市計画決定がされていると。町も後から知ったということなんで恐縮なんですけども、これで町の対応はよかったのかなと思うんで、せっかく道路ができるんであればこういうことを考えていこうという基本構想なりができないのかなと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 道路の設計によりまして出る土量はかなり変わってまいりますので、今の段階でどれぐらいの土量が出るのか、その土砂の搬出先とか、その辺も決まっておりますので、その辺の計画を今の段階で立てるのが今ちょっと難しい状態となっております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） それもまだ案の状態っていうことやと思うんですけどね。

でも、実際に令和5年3月に作成された、これ4年度につくられたものなんですけども、ちょうどこの道路が出てきたときですかね、復興後のまちづくり、これは防災室ですね、防災担当室ですね。これからの取組がこの中には下里地区の取組が上げられてますけども、下里地区での事前復興計画、復興のまちづくりの基本になるもんなんですけども、この中にこの道路が全く入ってないんですよ。この整合性はどうなりますか。お伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えします。

この事前復興計画を策定している段階では、その話も情報もなかったもんですから、今おっしゃっている新規道路の計画は町の事前復興計画には反映できてございません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 建設課は建設課で防災担当室は防災担当室でみたいな感じで、ちょっと横

の連携っていうんですかね、そういう情報共有ももう少し図っていただけたらと思います。

この都市計画道路の決定によりまして、町は県と連携して防災機能の向上をどのようなことができるか、逆に下里地域にでも提示していただくことが必要だと思うんですけども、そのあたり建設課もそうなんですけど、防災担当室のほうも御答弁をいただきたいんですけど。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） 今、避難場所となる高台っていうのは、私のほうも図面でちょっと見させていただいております。しかしながら、今後地権者との調整であったりとか、また県がどこまで用地確保をするであったりとか、ちょっとまだ見えていない段階でございます。

町としては、確かに下里の避難困難地域解消に向けて高台があればいいとは思いますが、今後とも地元地区であったり担当課、県とも協議を重ねながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 大事なのは、やっぱり基本構想だと思うんですよね。この道路ができるということであれば、どうやってやっていくかという構想を立てて、その地権者がどうのこうのとか土砂もあると思うんですけども、そうじゃなしに、まず基本構想をこうやってやりたいっていう構想を立てていただいて、それに向けて実際のところを併せてプラン案に持っていくというふうなことだと思いますね。基本構想のほうをしっかりと練っていただきたいと思っております。

最後に、県道下里太地線の道路決定と下里地区の防災機能の向上について、この件について町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 下里太田線の御質問の中での話なんですけど、まず現道拡幅を以前から強く要望しておりました。3年前にも改めて要望して安全確保に努めてほしいっていうようなことでお話をさせていただいたところです。まずは、逃げるっていうようなことの安全確保。

県が計画しております下里太田線、これについては避難路も含めて……

〔「太地線」と呼ぶ者あり〕

ごめん、下里太地線につきましては、もちろん下里の皆さん方がすぐに逃げていけるような避難路とか高台用地についても強く要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） ありがとうございます。ぜひともよろしく願いをいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（曾根和仁君） ちょっと待ってください。

農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 大変申し訳ございません。3月9日の入浴者数でございます。

102名となっております。その前後で言いますと、3月8日が金曜日でした。82名。週明けの3月12日が79名というところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） ありがとうございます。

私の一般質問をこれで終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（曾根和仁君） 3番城本議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開14時15分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時05分 休憩

14時16分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

次に、5番藤社議員の一般質問を許可します。

5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 通告に従いまして、5番、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、通告どおり、当町にも若者議会を。

若者の声を受け止めてまちづくりに生かしてはどうかという提案なんです、私がなぜこのテーマに引かれたかといいますと、私自身もこの町、私は隣の町なんですけれども、ここの町で結婚、子育てをしてきた中で、自分で意見を言うとか、自分の意見が町を変えろとか、そういったことに、つまり町政ですね、関心がなかったといいますか、私たちの代表である町会議員や行政側の人たちが一生懸命考えてくれてそれに乗っかればいいんじゃないっていう程度の思いしかなかったんです。私たちの若い頃っていうのは、それぞれ同世代の人がまだすごく多かったですし、子供もたくさんいました。でも、ここへ来て、今現在若者の数、子供の数がとても少なくなった。もうその少数の声というのがもともと届きにくい上に、もう何か届かないレベルまで来ているんじゃないか、そんなふうに思ったりします。

その中で、日本の人口そのものが減少して行って、消滅可能性都市と言うらしいんですけど、これは2040年に若年女性が50%以上減少する自治体のことらしいんです。もちろん当然那智勝浦町も入っています。県で考えても、和歌山県は全国で7番目らしいのですが、その過疎先進国である当町の未来は決して明るいものとは言えない状況ではあります、ただ私、若者たちの間でも活躍し、この町を自慢できる町にしたいと考える方がたくさんいるようにも思います。その若者たちにこの町に夢を、愛町精神を持ってもらうために若者が語り自分たちでできる、したいまちづくりに参加していただける場所はないのか、機会がないのか、もうずっと思っていました。

話が変わりますが、ここで現実の話をしたいと思います。

直近の町議会選挙の若年層の投票率を知りたいのですが、教えていただけますか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。

若年層の投票率ということでございます。令和5年6月25日執行の那智勝浦町議会議員一般選挙の投票率でございます。こちらは63.15%という結果でございました。

その中での若年層の投票率ということでございます。18歳から19歳が20.11%、それから20歳から24歳、こちらが25.13%、25歳から29歳、こちらが41.41%、30歳から34歳が42.3%という結果でございました。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 結構全国的には若い方の投票率は悪いのですが、当町においては一番近い選挙であって、もうこの数字を見ると関心の薄さっていうのは感じるところです。

その無関心さ、5人に1人、三、四人に1人、一番その無関心さは、自身が町政に参加していない、自分の考え、思いなどを持ってこの町には何の影響もないとか、不満や不安があっても伝えるすべがないところから来ているのではないのでしょうか。

子供の頃より学校で議会や町の取組などを知る機会があるんですかね。例えば近隣では、太地町、紀宝町は子ども議会を開いています。まちづくりの提案や行政サービス、子ども支援など本当に子供らしいほほ笑ましいものから、この間は病児保育、こんな鋭い質問も出ておりましたね。そういうものが紹介されるのでとても感心させられます。

当町では、傍聴や議場の見学に来ていただいたりしているのですが、学校での学習で取り組んだ、そういったようなことはないのでしょうか。子ども議会の所管は普通教育委員会やと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 小学校、中学校におけます議会、それから民主主義や政治参加といったことの学習のことについて御説明させていただきます。

これ学習指導要領の記載でございますけども、まず小学校では社会の第6学年でございませう。我が国の政治の働きについて、国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していることなどを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連づけて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主主義は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにするといったことが、小学校の社会における学習指導要領の内容となっております。

そして、中学校の社会においては、公民分野におきまして私たちと政治ということで、地方自治の基本的な考え方について理解させる。その際、地方公共団体の政治の仕組みについて理解させるとともに、住民の権利や義務に関連させて地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てる。また、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ議会制民主主義の維持について考えさせるとともに、多数決の原理とその運用の在り方について理解を深めさせる。さらに、国民の権利を守り社会の秩序を維持

するために法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる。その際、選挙の意義について考えさせると記載されております。

学校におきましては、この指導要領に基づき学科、授業における学習のほかにも、学校自治活動、児童会、生徒会、学級会などにおきまして学校生活をよくするための挨拶運動、美化活動など、それから学校生活を楽しくするためにレクリエーション、イベント企画など、これらの方を実施、改善していくために選挙、活動などを児童会、生徒会において行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） こんなすごく懐かしいものを聞きました。私らもそのようにして学習してきた覚えがあります。

ただ、実際この議場へ聞きに来たりとか、議場に子ども議会という形で参加したことがなかったもので、近い町でありながらこの町政、市政を見ることもなく子供時代を過ごしたわけです。

ただ、子供の頃の経験が引き続き町政や議会などへの関心継続につながると思うんで、子ども議会というものもとてもいい取組やなと思って前から注力しているんですが、ここに早稲田大学の卯月教授の研究室がやっているNPO法人わかものまちという研究資料があります。要は、自治体にアンケートを送ってそれをちゃんとデータにしているものなんですけど、全国の実態調査ってということなんですよ、子ども議会、若者議会に対する。全国1,741市区町村に出して、回収率は68.7%、1,196の自治体から回答がありました。結構律儀にちゃんと回答してくれているんですね。子ども・若者議会などに取り組んでいる会議体の調査です。

取り組んでいる自治体で最も大きな割合となったのは、神奈川県で75%の方が取り組んでいるそうですね、自治体が。和歌山県は、何と30%でした。目的は、政治への参加意識を高める、議会議員の役割を知ってもらう、自分の町に関心を持ってもらう、子供、若者の意見で町をよりよくするが上位の目的となっており、開始時期で一番多かったのは2015年に増加しています。この年は、選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられたんですね。同じく同じ年に9月に公布されたまち・ひと・しごと創生法の影響を受けて人口減少対策の一環として早期からのまちづくり参加の機会を創出するといった狙いもあったと思います。

このことについて長々説明しているんですが、私の体感なんですけど、那智勝浦町も最近意見を持って行動を起こす若い方がとても増えてきたように思います。地域おこし協力隊や集落支援員、またIターン、Uターン、町外を経験されて、また帰ってきて初めて住んで、住み始めてじゃあ那智勝浦町はと思うのか、今の教育が本当に私らのときの教育と変わってきて個の意見をしっかり持ち得る人が増えてきたのか、それはどっちがあれなんか分からないんですけど、こういった若者の声を受け止めてまちづくりに生かして、将来、未来において町民総参加型、このまちづくりを進めていかなければならないと思うんです。

その一つのツールがこの取組やと思うんですが、いろんな取組が各地でされていますが、全国で一番注目され視察なども、もうこれ断トツ多いそうなんです、愛知県の新城市の取組です。

昭和27年4月施行の新城市若者条例、条例までつくっているんですね。新城市若者議会条例、この2つの条例に基づいて、これ市長の附属機関です。政策を立案し、答申を出して、若者の夢をかなえる機会が与えられるそうです。この活動が市全体に普及して、みんなが笑いながら住み続けられる町に向かうきっかけになればということで、そのテーマ、若者総合政策の4つのテーマが、好きなことにアツくなれるまち、ホッとひといきできるまち、夢が実現するまち、あっ、こんなところにすてきな出会い、この4つだそうです。勉強やスポーツができる環境やほっとできる町の魅力を創出、夢を実現させるためのイベントの企画や起業の応援、出会いの場としてデートスポットの整備や街コンのイベント企画開催などを立案し市長に答申、何とこれ予算1,000万円のとときもあるそうです。

当町においても、今しっかりとした意見をもっと行動力を持ってこの町を考えようっていう若者が何か体感ですが、増えてきたように思うんですよ。ただ、同じことをしてくださいということではないんですが、しかし自分たちで協議した夢や企画が実際事業化される、こういったことが実現されればどうですかね、本当に若者たちにとってきらきらした町になるんじゃないかなと思うんですけど。

当議会もかなり若返りました。44歳の2番議員、その仲間の人たちとも声をかけていただいたり、そのほかの方は別の仲間、若い方ともお話ししたりします。本当にすばらしいんです、愛町精神にあふれていて。彼らの思いを那智勝浦の将来、未来を考えていくための何らか参加できる形の手だてはないだろうか、そう考えてこの一般質問をしました。若者が声を出せる場所の創出、これをぜひお願いしたいと思うんですが、新城市の子と同じようにせえとは言いません。ただ、そういう若者の参加型の何か町政に参加っていうのかな、語れる、協議できる場所をつくってほしいと思うんですけど、町長、いかがでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 若者たちの政治参加ということとまちづくりっていうことかなと思うんですけど、政治参加っていうのはまた別の意味な、別な意味というか、日本全体の政治情勢っていうか、そういったことも影響あるのかなというふうに思います。

まちづくりにつきましては、私以前いろんな方々から議会の中でも若い方を集めていろんな意見聴取とかすればいいんじゃないかっていうお話もされたことありますけれども、以前も別の町長だったんですけど、皆さんを集められたけど何も結局前へ進まなかったっていうこともありました。

ただ、私は、皆さんに来ていただくっていうよりもいろんなところへ出かけて行って、小さな祭りとか、いろんなボランティアとか、少しずつですけれども出向いて行って、そこにあつたいろんなこんなことを考えているんやなっていうようなものを吸収しながらやってきたところなんです。

ただ、皆さん思いが全て全て私が吸い取りができるわけではないので、何かきっかけがあればやっていきたいなというふうに思いますけれども、今どんな形がいいのかっていうのは、今構想はないんですけれども、まずは私、現場へ行っているいろんな声を聞くっていうのが一番大切じゃないかなっていうふうに思っているところです。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 今心ある若者が増えてきて、商工会をはじめレインボーフェスタを企画したり、その方たちとこの間も防災フェスをやろうぜみたいな話も出ました。そんなときに企画、話合いで終わるのではなくて、そういうみんなでも聞いてもらえる場所とかあれば絶対そこから発展するんで、何かその場所を与えてあげられかなっていう思いがあって今回この一般質問をしたんで、もし本当に町民総参加型ですよ、ふだん出てきてあまり発言が少ない若者たちの声もしっかり聞いてあげられるような場所を設定してあげていただければと思います。ぜひ町長の思いもそこで語っていただいて、未来、将来を支える人材になりますので、よろしくをお願いします。

じゃあ、2番目に行かさせていただきます。

クマノザクラの保全、当町でもできること、しなければならぬということなんですが、この桜については、この議場でおられる方は知らない方はいないのではないかと思うのですが、ちょっと簡単に説明させていただきます。

国の森林総合研究所のチーム長の勝木俊雄博士が2018年に正式に発表し、100年ぶりの桜の新種として認められました。主に紀伊半島、和歌山、奈良南部、三重県に自生する桜です。長い間、山桜と思われていたようでした。当地域でちょっと変わった桜があるよっていうことで、先生も漠然とした情報の中で三重県南部を訪問して回ったが、そのとき3月の初めぐらいやったもので、開花時期のずれから確証が持てず、ちょっともう近いさかい足延ばそうかって勝浦に回ってきたら桜がもう咲いていると。それを見たらやっぱりちょっと違うぞということで見ると、何と1番目にこれは違うって思ったのが湯川だったそうです。湯川で開花している個体を発見し、これ新種であると確信したそうです。それから、研究、情報収集、もちろん確信を持ってそれで2018年に発表して。

開花は、ここら辺りでは大体3月の中旬なんだそうです。ただ、那智勝浦町のほうでは上旬あたりに開花するところもあるということで、三重県南部は遅くて下旬頃だそうです。微妙に個体差とか地域差とかあるんでしょうね。山桜とは違います薄いピンク色です。

それからは、当地域でも2021年から日本クマノザクラの会を中心に地域住民に対する桜の啓発や情報発信、調査、研修、保全、いろいろ活動されています。当町も自治体としてこの会に入会されていると聞きました。間違いありませんね。担当部署は農林水産課でよろしかったでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） お答えします。

令和5年度より賛助会員として加入しているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 私自身も、とても100年ぶりっていう驚きもあるし、とても好きな花なので見守りたいという思いで一助になればということで2022年に入会しました。もうクマノザクラっていうのは、この地に適用して自生して広がったもんだから、このままここでちゃんと育って未来永劫見ることができるんやろうなって思っていました。しかし、勝木先生の話を知ると、そうでもないっていうことが分かってきました。

実際保全のために中村樹木医、この方、三重県の方なんです、勝木先生と種子採取用の母樹を選定し、実生苗、これは種から作る苗なんですけど、増殖を行っているそうですが、毎年この実から出る発芽した苗の剪定をするとかなり多い割合、何か7割やら8割やらのときもあるそうです。交雑種のもので遺伝子汚染のため排除するそうです。つまりある程度近くに同種がなければクマノザクラが保全されない。どんどん雑種交配が進むわけですね。もちろん併せて人工的な接ぎ木苗、これも作っているそうなんですけど、ソメイヨシノなんかは接ぎ木なんで、殖えてクローンやっていうのがよく言われるんでそれやと思うんですよ。山々に点在していると交雑がどんどん進むわけですよ。

それと、これは最も脅威なのがオオシマザクラです。このオオシマザクラの存在が、もう先生もとにかく脅威やと言うてました。これ原産は伊豆半島、房総半島、三浦半島に自生して、燃料用炭に利用されることが多くて猟師の町でよく使われるものなので、それで当地域にも多分串本町に、想像やって先生はおっしゃってましたけど、串本町に早い段階から江戸の終わりから明治ぐらいに、文献では明治の終わり頃に文献に載っているそうですが、まき材としてどうも移植されたのではないかということです。

もうこの桜は潮風にも強くて成長が早いんです。もうすごく大きく育ちます。もう花もでかいです。幾つもつきます、花も。クマノザクラっていうのは、大体花、枝から2つずつ出るんですけど、ソメイヨシノもそうですし、このオオシマザクラもそうやけども、5つも6つもつけるんです。一番何よりもつらいのが開花期、クマノザクラと重なるんです。かなり早い開花時期です。山桜とかやったら大分遅い。段階的にだんだん踏んでいくそうなんですけど、一番最初にクマノザクラがあるんですけど、その次に見られるのがオオシマザクラ、場所によってはだから同時期に開花するというので、もっと交配して雑種が出やすくなります。もうとにかく適応力があって丈夫、成長が早いということで、クマノザクラ自体が生息域を乗っ取られる状態で、これがどんどん串本から古座のほうに東側に上がってきています。

今、大島のほうに渡る山肌の、Aコープとかあるようなところに山肌にあるような桜、今ちょうど開花時期だと思うんですけど、大体オオシマザクラだそうです。先生の考えるに、もっと串本町にもクマノザクラがあったんやろうということなんですけど、だんだん個体数が減ってきて取って代わられている状態だそうです。

それがだんだん東の上へ上がっていくと考えますと、何か勝浦も何かせねばということが分

かっていただけるんだと思うんですが、まずその手だてとして、一本でも多く町内でできるだけまとまる感じで植栽していく必要を感じるんですけども、町有地で今現在植わっているようなところとか、進められるようなところとかありますか。

そもそも保全など必要ないでしょうっていう答えもありなんかもしれないんですが、それこそ自然に山に咲いているべきもんだから必要ないでしょう、そういった答えも何か聞こえてきそうな気がします、その点、2点、町有地で咲いているようなところ、保全は必要ないんじゃないか、そういう点にはどうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 町有地でっていうところでは把握はしてないんですが、今私ども桜の会に所属しておりますのでそのパンフレットを拝見させていただきますと、町内ですと湯川、先ほどの初花の場所ですね、そして湯川のみなと橋のところ、そして円満地公園、町有地になるかもしれないですね、円満地公園、そしてあとは粉白のところが早咲きで有名なところっていうところで把握しているところでございます。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） クマノザクラは、先生のお言葉を借りると那智勝浦町から始まったんやと、もうすごうれいんですね。湯川の民家のそばでクマノザクラ特有の、ここは特に赤みが強いそうです、春一番に、もう咲かせる大木です。とてもすばらしい桜です。町内、優良な木が多く、数も比較的はまだ存在するほうやと先生は言うてられました。3月16日に駿田峠で観賞会があったんですが、大体この山の中にある桜が、ここは結構多いほうなんだそうです。特にここが一番すばらしいのは目の前で観賞できると。もうこんなところはないよって、手に取って見られるところもそんなにないよと言うていただきました。

ただ、少ない場所なんですけど世話人の方が知らなかったということで何年か前にソメイヨシノを記念植樹されてまして、それが立派にきれいに並んでいるんで、あれそうですかって言ったら、実はあれソメイヨシノなんですって先生がちょっと残念がってて、でもその方に事情をお話すると、開いてる手前のほうの土地にクマノザクラを植えさせてもらいましたということも言うてますので、それぞれちゃんと説明して周知したらこの重要性っていうか、那智勝浦町の大事な桜やというのを分かっていただけ。地域の理解、これなかなか進んでいない中で、町としてなおさら周知に力を入れてほしいんですね。

これ古座川町の高池小学校の6年生がクマノザクラをふるさと学習として活動している新聞報道です。クマノザクラを学習してガイドをするんだそうです、人にも説明できるぐらい。記念植樹をして下級生に引き継いでもらう、やっぱり管理が大事なのでね。そういった当町でクマノザクラの学習へ取り入れているような学校ってありますでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） お答えいたします。

クマノザクラということでございますけども、当地方の固有種ということで児童・生徒にもなじみのある題材であると考えてございます。

ただ、現物に関しましては、今さっき議員のほうからもございましたとおり、桜の花が咲いておりますので、それを子供たちが見るといことは可能なんですけども、学習資料、教材という意味ではまだそれが無い状況で、いまだ全校では取り組めていないという状況でございます。

ただ、1つ御紹介できますのが、太田小学校が那智の郷の駐車場に植えているクマノザクラがございまして、これをきっかけといたしまして3、4年生が……

○議長（曾根和仁君） 太田の郷ですね、太田の郷。

○教育次長（田中逸雄君） すいません、間違いました。太田の郷でございます。失礼いたしました。

太田の郷の駐車場に植えているクマノザクラをきっかけに太田小学校の生徒が、3、4年生がクマノザクラについて学習はいたしました。その内容につきましては、先ほど議員のほうからもございましたとおり、クマノザクラを発見した森林総合研究所、熊本県の勝木俊雄先生にオンラインで教えていただくという内容でございました。また、学習した内容をこの中学年が学習発表会で発表等をしております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 実際目の前でクマノザクラが見えて、つい山で薄いピンク色、クマノザクラやねってよう言うんですけど、そうじゃなくて目の前で見える。とても子供たち、それをまた偉い先生にちゃんと説明してもらっていろんな桜があるんや、これはこれで大事にしていかなあかんのや、そういうことを学んでいただく、これがすごくいいと思いますね。これやはり大切に守らないといけないということを分かってもらえれば、今の言葉、古座川町の6年生が新聞記者にコメントとして発表してるんですよ。何かすごくびっくりしますね。やはり大切に守らないといけないものなんだよと子供たちが分かっているんです。

改めて、案内の効果を期待したそういう言葉を聞くと、もう頼もしいですね。先ほど出ました町有地に植生、太田でもそうですし、今は獣害などでとても育て上げるのが難しいので、民家の近くとか学校の近く、グラウンドの奥とか防災センターの、先生は防災センターの山肌がとてもいいんだということを言うてましたけれども、こういう保全に使うのに森林環境譲与税とかということを使うことは可能なんですか。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） お答えします。

環境譲与税の使い道につきましては、間伐、そして人材育成、そして担い手の確保、そして木材利用の促進、普及啓発、そしてもう森林整備っていうところでございます。この森林整備が桜が入るかっていったら、一応私の見解では入らないというふうに思っております。

そこでまた、全国でそういう取組をしているところがないか一度調査したいと思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 本当に使えるかどうか探っていただけるということで、とてもありがたいですね。

もしそれが無理なら、全国各地でされているマイツリー事業、寄附樹木植栽事業、大阪府はみどりのまちづくりの参加として寄附を募り、プレートに名前とメッセージを書いたものを植栽した木につけるという取組をしています。子供の誕生や退職記念、何か特別なセレモニーなんかいろいろ人気があるようです。私自身ももう三、四十年前ですが、佐野の川のそばに桜を植えたときに何か幾らやったか、3,000円か、そこら辺やったと思いますけど、寄附をしまして、自分のマイツリーがもうあるかないかも確認してないですけど、桜を1本植えております。方法はいろいろあると思うんですよ。こういうことの相談できる専門家、つまり勝木先生とか桜の会の皆さんとかいらっしゃるんで、もう当町が何らかのアクションをするしかないと思うんですが、もう町長にお尋ねします。クマノザクラの保全、当町でもするのかしないのか。しなければいけないと私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） クマノザクラについては、1号木というのが那智勝浦町の桜ヶ丘です。

だから、桜にちなんだ桜なんで勝浦はもっと誇らなあかんよって言われたんが勝木先生でした。発表する前から、私以前から勝木さんをよく知っておりまして、それ聞いてすぐに県の農林水産の関係者と一緒に粉白のトンネル抜けたとこ、浦神半島にあるところで玉の浦海水浴場から浦神が見えるところの山側にそれはクマノザクラなんです。その種を採りに行ったり、枝を少しもらったりして、それどんどん増やすっていう意味でやって、そういう意味では確かに思い入れがあります。

一方、私、那智の滝100年の森づくり事業、なるべく人工林を天然林に換えていきたいっていう思いもありますし、今森林環境譲与税って言いましたけれども、人工林は自然林に帰していくのが熊野の在り方じゃないかなっていうふうな気持ちもあります。

ただ一方、生態系をきちっと守らないといけない。例えば原生林にそれができるかっていうと、それはかなり難しい。熊野自然連絡協議会の皆さん方とか専門家の方々の意見を聞きながらなんですが、そういったところは徹底して原種を守るっていうなことをしていったらいいと思います。

しかしながら、子供たちの情操教育も含めて、私は那智の滝100年の森づくり事業は地元にあるクマノザクラも含めてウバメガシとかクスノキとかいろんなものを植えて、そこに子供たちが植えて大きくなって見に行く、そういうこと、あるいは観光客に来ていただいて、その苗を持って実際に植えて世界遺産と一緒に守っていく、そんなことで観光事業の一つにできないかって以前から私、町長に就任したときから言ってる、今具体的にちょっと整備とかも始めているんですけど、そういう意味では至るところへというか、できる限りクマノザクラ原種を守っていききたいと思います。

ただ、那智参詣曼荼羅ってありますよね。ハイノキスギと桜があるんですけど、あれは普通

の山桜みたいっていうのが勝木先生の話なので、そういう意味では山桜も少なくなってるし、そっちもちょっと心配じゃないかなって、あの絵が本物かどうかは別にしてね。

そういうことで、山の環境を守って海の環境を守っていくっていうのも連動してますから、そういったことではその一つがクマノザクラ、どっちかって言われると進めますけど、注意しながら進めるという、ファジーな答えですいません、そういったことでございます。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 先生から頂いた資料にもクマノザクラ自生、山桜自生、でもやっぱり一番気をつけなあかんのはオオシマザクラ、野生化という表記になっておりました。

ここからはお願いなんですけども、町長がそちらのほうも考えていただけるということなので、町内に目の見えるところにどどんクマノザクラの苗とかも植えていただいて、円満地公園も桜もクマノザクラやって聞いてます。湯川の桜もそうですけど、もう一目見たら分かるように、これクマノザクラですよというような標示プレートみたいなのも上げていただいたらより、ああこれはクマノザクラや、やっぱりクマノザクラよねっていう周知にもなりますし、それと町民とか観光客向けのマップなどであればもっと楽しいかなと思うんですけど、古道歩きや町歩きのマップにクマノザクラの点在、存在を入れていただいたら町内外から来ていただく人のPRにもなるし、保全の必要性を訴える根拠にもなるんじゃないかと思しますので、そちらのほうは観光企画課の課長、どうぞ町歩きマップなど作っていただければ。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） クマノザクラを楽しみに歩いていただくっていうことも、今後見やすい場所が増えてまいりましたらそうしたことも取り組んでいければ、歩いて楽しんでいただく那智勝浦町ということで価値が向上していくのかなと考えてございます。

また、これ県の事業の紹介なんですけれども、一定規模の広い場所への植樹をかなりよい補助率で支援するっていうふうな事業もあると聞いてございます。以前もそういう場所がないかどうかっていうことは検討したことはあったんですけども、その際にはそれぐらいでは狭過ぎるというような御意見も県のほうからは頂戴してそのときは断念したんですけども、今後そういう適地について情報を町のものだけでなくそういう情報もいただく中で、よい適地を御提供いただけるようなお話もしございましたら、またちょっと御相談させていただきながらそういう可能性にチャレンジしていければなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） ありがとうございます。私もその県の事業はちょっと興味ありまして聞いたら、本当はかなり広い場所が必要、結構金額も出してくれるんですけども、そういったものを活用しながらクマノザクラの保全と周知をどどん那智勝浦町でもしていただきたいと思えます。

では次に、3番の通告のなんですけども、災害が起こる前から復興を考えると、まず庁舎の建て替えは最重要課題と思われる。計画はあるんですかということです。

この庁舎、これ何年に建っていますか。耐震はどうですか。正式な耐震診断はされていますか。また、しているのであれば、それはいつしたのですか。お答えをお願いします。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） 庁舎の建築年だと思うんですが、昭和46年に建築されたと聞いてまして50年余りが経過しておりまして、現在耐震基準は満たしておりません。

いつ耐震診断をしたかっていう資料は今手持ちがないんですが、ちょっと待ってくださいね。

平成16年に耐震診断を実施しております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 平成16年に耐震診断をして満たしていないという回答ですね。間違いはない。耐震されていない建物で皆さん一生懸命仕事されているんですよ。頭が下がります。何か不安でたまりませんですよ。

建物はそれでした。基礎はどうですか。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） そのときに基礎も調査していると。当時の調査結果では液状化は少ないという、当時の基準の話ではそういうふうにあったと思うんですけど、現在の東日本の後の想定では、この地域はやっぱり液状化するということになってございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 三連動地震の予想では、最低でも震度6強、7っていう数字が出ています。果たしてこの建物、基礎も含めてとても耐えられるような気がしないんですが、ましてやこのハザードマップも確認させてもらいましたが、ここは3メートルから5メートルの津波浸水想定地域です。到達時間は僅か4分。一番心配な天満方面は、県の事業で今堤防を造っていただいていますので、第1波を逃げ切るといような形で何とか逃げる時間を稼いでもらっています。ここも先人のいわれというか、今までの感じだと自然の防波堤になっている半島というか、浦島のとことかがあって、結構ここは津波が少なかったり遅かったりするんやよという人もおるんですけど、あくまでもそういう人がおるといだけで、ハザードマップではここ3メートル、5メートルの津波が4分で来る、そういうふうになっていると思います。間違いはないでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えします。

先ほども申し上げましたとおり、本庁舎は耐震診断の結果、耐震性がないというふうに診断されているので、大地震が発生した場合、防災拠点としての役割が果たせないだけでなく、来場者や職員の安全確保にも支障が生じる可能性がございます。

また、液状化と津波浸水想定区域内に位置しているというところで、災害発生時の復旧復興

の拠点となるという役場のことから、去年も、去年ですかね、町長のほうから庁舎の検討ということで指示をいただいていますし、そういうことで庁舎の建て替え検討を現在行っているところでございます。

津波の到達時間は、巨大地震の場合はハザードマップを持ってないので、正確な数字は私、今持ち合わせてございません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 答えを先々言うてくれたんですけども、ほいで特に教育委員会のほうも別にしております。ここはもっとすごいですね。浸水5メートル、10メートル予想で、到達3分です。

東北大震災は2時46分、能登半島地震は4時10分、これ日中の開庁時間帯ですね。この庁舎で約何人ぐらいの職員と何人ぐらいの来庁者、普通平均で考えておられるんですか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 本庁舎にございます職員数でございますが、正職員、それから会計年度任用職員、それから委託先等の方もいらっしゃいますので、大体110名程度であろうかというふうに考えてございます。

また、来客につきましては、その都度当然変わりますが、最低10人程度はいるのではないかとこのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） ざっと130人ぐらいプラス、当然町教育委員会、これ職員プラス各種教室やサークル活動の人数もあります。ただ、これはもう人的被害の話ですね。それプラスほかにいろいろありますね。大切な機器類、まずパソコンですよ。パソコンに今全ての情報とか、いろいろな機器類が入っていると思うんですけど、その、住民基本台帳などはもうかなりしっかりバックアップされているので大丈夫やと思うんですけど、そのほかの情報って自分のパソコンにちゃんといろんな、特に防災対策室やったら自主防災の組織の情報なんか全部そんなところに入っているんじゃないですか。そんなんペアになったらどうするんですか。そこら辺もバックアップできているんですか。お聞きします。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えします。

防災対策室でいいますと、通常の業務で使っているパソコンのデータっていうのは自分のパソコンであつたり、あとは役場内の共有のハードディスクっていうのがございまして、そちらで保存しております。また、ロッカーには、協定先であつたり、各種の災害対応マニュアルであつたり、そういったものを保管してございます。

現在のところなんですけど、パソコンのデータのバックアップ機能というのは本庁舎以外の機能はございません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 災害発災後すぐにせなあかん避難所運営やら自助、共助のことも求められるようなものの、データがそこにあって潰れたり流されたり、もうどうしようもないんですね。

防災センターに対策室ができるというのは分かっているんです。もうそれで私らもその前に、元あったのは勝浦小学校の音楽室ですから、もう雲泥の差です。これで一安心したのですが、能登半島の地震なんかを見ますと、人的被害、物的被害、それを失って発災後にしなければならない、もう各地から来る派遣職員の情報収集、集約、それを生かす配置や実務の振り分け、被災者の医療救護の手配と病院との連携、行方不明者の情報集約と捜索の手配、避難所運営の資材配置と各地から来る物品の保管、罹災証明の発行、ボランティア人材の情報提供と配置、今すぐ発災後にしなければならないというような膨大な人数を扱うようなものを対策室、防災センターでできるんですか。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） 私も今回能登町のほうへ行かせてもらったんですけども、そのとき内閣府であったり経済産業省であったり国土交通省、総務省、環境省、防衛省、国の機関だけで11名の方がおられました。また、滋賀県、茨城県、和歌山県、宮城県、岩手県の職員が15名というところで、その災害対策本部の応援職員だけでそれぐらいの人数が来ていたということです。それ以外に、今現在も避難所運営に応援職員も行っているんですけど、そういった避難所運営の職員であったり、罹災証明の発行であったり、そういった応援職員の分とかもありますので、そこはもうちょっとさすがに消防・防災センターには入らないと思いますので、それ以外、別のところで考えなければならないかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 別のところで考えていかないと、今東北でも実際役場がやられ持っていかれて、そこは津波の被害が大きかったんですけども、もう役場の職員の半数、40%をなくしたような自治体もあります。すごく今そういうことを考えたくないですけど、復興には最低でも10年はかかると言われていますので、もうそういうさっき述べた短期的なすぐしなければならないことのほかに、中期的なものに入った被災者の生活再建や産業の復興、インフラ整備、公共施設の復旧、職員が被災者、被害者になって、ましてや庁舎の備品が失われてデータを集約するのに時間がかかるというような状況の庁舎で、本当に皆さん働いて不安じゃないですか。公務員の方は真面目なんですよ。そうやってこうやってたくさんの被害者が東北で役場の中で亡くなられているんですね。職員を代表して、総務課長、どうですか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 庁舎についてでございます。

先ほど防災対策室長から申しましたとおり、令和5年3月に町長のほうから町本庁舎の在り

方について検討するような指示を受けておりまして、庁舎の在り方についての検討は現在進めているところでございます。

庁舎に来客の命を守る、そして職員の命を守ることも私どもの使命であることに変わりはありませんので、当然大規模な事業になります。予算規模も大きなものになろうかと思いません。

ただ、現在新クリーンセンターの建設という一つの大きな事業を抱えている中で、その終了後なりそういう時点においてより検討を進めているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） もちろん検討を進めていただいているってということなので、じゃあこれ津波避難タワーも築地で一応避難困難区域は解消されるということになります。やはり足かせになっているのは財政ですか、用地ですか。

町長の頭の中では、常にぐるぐるぐるぐる回ってられると思うんやけど、串本でこの間の新庁舎の事業は33億円です。人口ベースもほぼ同じぐらいと考えたら、漠然ですが、三、四十億円の事業となると思います。緊急防災対策補助金を使えたら15億円ぐらいの負担なんですけど、それでもこれ頭の中で考えることなんでなかなか決断は難しいと思うんです。

去年の9月に見せていただいた財政シミュレーションでは、令和7年度から起債の取崩しが出ていましたが、今今年度についてもそのシミュレーションほとんど変わってないんでしょうかね。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 基金の取崩しということでございますか。

シミュレーションにつきましては、例年9月決算終了後に見直しをしているところでございます。その年度につきましては、当然1年ごとにずれていっており、取崩しは行っていない現状となっております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 堀町長は防災センター、クリーンセンターと立て続けに大型事業をトップダウンで計画、実行してきました。さっき言いましたように、緊防債のこともありますのでぐにここでお答えを聞けるとも思えないですし、先ほど言いましたプロジェクトチームもつくって準備しているようなことも聞きましたが、これ計画しても大体5年って聞いております。緊防債のほうのが解消してさあゴーって言うてから5年、私ら素人考えなんで今からちょっとずつでも進めてって、緊防債使えるよって言うたとき3年でできんのかなという単純な発想なんですけど、町長の中では建て替えはもう必然と私は捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 庁舎の建て替えは本当に喫緊の課題だと思っています。耐震基準を満たしていないということ、これ本当に当たり前なんですけど、そういったことです。

ただ、今クリーンセンターを建てています。本来であれば、もう既に稼働してもおかしくなかった、いろんなことがあって結局延びて延びてってなって、しかも工事費がどんと上がったような状況で建てています。そういう意味では、財政的には本当にもったいないことをしたなと思いますし、そういったことは今後あってはならないなというふうに思っています。

もう一つが、消防本部の建て替え、ここは災害対策本部がここが浸水域になったときにどうしても高台でないと駄目ってということで消防本部に災害対策本部を置くようにしています。今先ほどのデータのバックアップなんかもありましたけれども、なるべく防災センターのほうへバックアップできるようなということで、今ちょうどいろんな工夫をしているところであります。

庁舎の関係に戻ります。これは喫緊の課題ですが、申し上げたように、財政的には本当に厳しい債務行為もして、両方で90億円ですか、というようなこともしてございますので、あと一つが、緊急防災事業債は令和7年度で一度切れるということなんです。もしそこで計画して切れてしまうと、もうそれこそ大変なことになってしまうので、緊急防災事業債が継続するかどうかってようなことを十分見極めながら検討してきて、もう十分検討はしてるんですけど、ゴーってサインが出ません、今の状況だと。そんな状況なんですけど、庁舎の建て替えについては本当に喫緊の課題だというふうに思っています。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 前回の1944年の昭和東南海地震、この地震も1時36分、もう過ぎましたね。80年たってこの30年での発生確率がもう8割まで上がってきています。さっきもう準備はしているんやって言うてくれてましたんで、ゴーサインが出てから最短距離でこの庁舎が建て替わることを願っております。そのためにもほかの大型事業を縮小するするような形、何億円もかかるような事業を縮小せなアカンような準備段階に入っているんじゃないだろうかなって、いう思いもちょっとしております。とにかく庁舎建て替えを一番最重要課題として、強い意志で進んでいっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

5番、一般質問を終わります。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開15時30分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時18分 休憩

15時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

次に、9番松本議員の一般質問を許可します。

9番松本君。

○9番（松本和彦君） 9番、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。どうぞよろしく

お願いします。

1つ目の雇用の創出に向けた取組についてお伺いします。

長期総合計画にも記述されていましたが、観光産業として町内全体に幅広く影響のある基幹産業という位置づけとして町単独、また他の自治体と連携して企業誘致など雇用の創出に向けた取組として、当町のお考えがあれば教えてください。お願いします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 観光産業を通じた安定した雇用に向けての取組ということでお答えをさせていただきたいと思います。

現在、労働力不足というものが全国的にも顕在化しつつある状況でございます。とはいえ、当町は主要産業は観光業でございますので、観光業の活性化を通じまして雇用の安定、それから賃金の向上などを図る中で地域の活性化につなげていくことができればと考えております。

さらには、その先に新たな宿泊施設等の企業誘致にもつなげていくことができればということと考えております。

昨年の全国11か所モデルエリアの採択という官公庁からの採択というお話をいただきまして、その影響かどうかは、これは定かではないんですけれども、ここ1年ほどの間に複数の不動産投資ファンド、特にホテル系かと思われませんが、そうした関係者の来町等もあり、課のほうとしても町内の視察等同行させていただいたりした次第でございます。

現時点では、そうした具体的な成果というところまでは至ってございませんが、引き続きそうした宿泊系施設の誘致につながりますよう、県の企業立地課とも十分連携しながら取り組んでいければというふうに考えてございます。

また、このほか企業誘致に係る新たな取組としまして、先日の当初予算案でも御承認いただきました企業誘致支援業務委託、こちらのほうの発注を予定してございます。内容としましては、当町の地域資源や観光上の魅力、こうしたものはもちろんのこと、企業にとってのビジネスのチャンスや、それから町内の空き家等の情報、遊休施設等の情報、こうした企業の誘致を行う上での基礎情報を十分整理しまして、その上でアプローチの手法を検討しながら誘致戦略の策定につなげてまいりたいと考えております。

策定した戦略に基づきまして、首都圏でのマッチングイベント等への出展や地方進出も視野に入れている企業等と直接面談させていただいて誘致につなげていくことができればというふうに考えてございます。

アクセスの面や災害のリスク、それから労働力不足等、地方、全国どこもそうかと思いますが、ハンデはございますが、近い将来の高速の延伸、それからせんだつては打ち上げ成功とはいきませんでした、ロケット打ち上げに向けた取組など、地域に前向きな話題もございませぬ。誘致戦略策定を機に取組を充実させていくことができればと考えてございます。

あと一点、企業誘致とは趣が若干異なりますが、外国人に人気の観光地としての特色も生かしながら、パソコン一つで世界を旅し仕事をされる海外デジタルノマド、こちらの誘客に向けて、需要はどうか、どういった場所や施設が彼らに求められているのかっていうようなことも

十分整理研究しながら取組をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 9番松本君。

○9番（松本和彦君） ありがとうございます。

お話しいただいたように、リアルの面、またDXの面からこの那智勝浦町のまちづくりとしていろんな取組にチャレンジをしていただきたいと思います。

そして、この町の持続可能なまちづくりとしての課題であると思うんですが、子育て支援等の部分でも雇用という部分、大変重要な役割の部分だと思っておりますので、引き続き雇用の創出に向けた取組のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 9番松本君。

○9番（松本和彦君） 1つ目の質問についてはそれで終わらせていただいて、今回道の駅のことがたくさんあって恐縮なんですけども、2つ目の那智駅交流センターの利活用というところでお話をさせていただきます。

去年6月以降、初めて参加させていただいてから、当初より道の駅なち交流センターとしての問題があるんじゃないかというところでお話をずっと続けさせていただいておりました。私の見立てなんですけども、交流センター全体は造るまでが成功したんだと思います。ただ、運用で失敗をして、今回入浴施設の閉鎖ということを実施するというところまでに至ったと思っています。

それで、今後のことなんですけども、長期的に見た戦略とか短期的に実施する事業戦略などがあれば教えていただきたいというところなんですけども、1点、先に確認をさせてください。

現時点でなんですけども、今月末で入浴施設のみを閉鎖するということには間違いがないのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 丹敷の湯の閉鎖月、3月末をもって。これは、請願を受けて、先般の議会の中で継続という決議というか、出ましたので、議会の最終日に係る予算については上程をさせていただこうかなというふうに思います。もしそれが可決いただくということであれば、継続っていうことになるのかなっていうふうに思います。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 9番松本君。

○9番（松本和彦君） ありがとうございます。

今のお答えを聞いたんで2番目の質問の続きっていうのはちょっと差し控えさせていただいて、最後に自分の考えを発言させてください。

続きまして、3番の防災放送多言語化進捗、減災の対策というところでお伺いします。

まず、英語対応の町内放送の進捗と、それと能登半島地震のときもそうなんですけども、飲料水、生活用水として井戸水っていう部分の活用が非常に取り沙汰されてもいたので、井戸の町内の飲料用に使えるのが幾つあってとか、生活用水でしか使えないよとかという部分の把握が

されているのかと、それと午前中11番議員のほうから避難所の空調設備等についての質問で同様質問になるんですが、避難所への空調設備、避難されてからの災害関連死等を防ごうと思えば空調の管理という部分は大切なことかと思しますので、もし有利な起債等があって空調設備を導入できるのであればお伺いしたいのと、教えてください。

以上、3つです。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えします。

まず、英語対応の進捗ということで、昨年12月の議会のときに答えたと思いますけども、町の今の防災行政無線の英語対応ということで、津波に関する情報の大津波警報、津波警報、津波注意報について、日本語の自動放送に続けて英語での放送を昨年の12月後半から運用を開始してございます。この件につきましては、運用開始時に町のホームページと、あと町広報2月号におきましてお知らせしているところでございます。

続いて、2つ目の質問の井戸の状況ということでございます。

井戸につきましては、本町では平成14年度に水道課におきまして地震などの災害発生時に井戸水をあくまでも生活用水として周辺住民に提供してもらうことを目的に井戸の調査を行っております。調査結果ですけども、町内にはその当時311件の井戸がございまして、未利用のものも含めてありますので、そのうち281件が災害時に協力可能ということでお答えいただいております。その情報を各区のほうに配布してございます。

基本的には、周辺住民さんのあくまでも生活用水です。飲料水というのは保健所の指導とかいろいろ許可がありますので、あくまでも生活用水ということでございます。

それから、避難所の空調等、そういった設備の件でございます。

先ほどと重複するかも分かりませんが、各地域の中核避難所になっている8つの学校にございましては移動式のエアコンを配備しております。あと停電時でも使えるようにハイブリッド発電機という、LPガスもガソリンでも両方いけるようなものなんですけども、そちらを配備して、配備というか、備蓄して、現在もふだんから使えるように学校の授業等でも使っているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 9番松本君。

○9番（松本和彦君） ありがとうございます。

3つの部分で答えをいただいて、特に井戸の部分なんですけども、前回紀伊水道大水害のときも水が非常に足らなくてっていうところで、なおかつ水害に遭ったところは完全に水没してしまっただけで電気も使えないっていうところがあって、新宮とか比較的设备をできるよっていう設備屋さんに協力いただいてポンプを設置して、なおかつ発電機を設置して、それでなかなか水道が復旧しないところ、地域でそれぞれ協力し合っただけで災害の片づけとか、そういうことに使用したという経緯も要所要所ありますので、そのあたり井戸が協力していただけるというところに関しましては、もしそこがポンプを設置しているよとか、ポンプがもし駄目になったときに

ポンプの共用の協力とか、発電機を協力するとかっていうふうな、そういう災害協力という部分はされているのでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えします。

当時の調査内容ですけども、所在地や所有者、その利用状況、あとくみ上げ方式、自動であるのか、手押しであるのか、そういったところを調査するのと、あと災害時の協力っていうところで調査しまして、協力いただけたところが281件ですか、当時ございました。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 9番松本君。

○9番（松本和彦君） ありがとうございます。

いつ起こるか分からない災害に備えるためにも、それとまた水という部分は非常に重要な役割を果たすところですので、引き続きそちらに関しても住民の生活の安心・安全のために整備をしていってください。よろしくお願いします。

それで、すいません、3つの質問については以上なんですけど、ちょっと全体のところでお聞きしたい。この3つの質問に共通することなんですけども、雇用にしろ、那智駅交流センターにしろ、防災についてにしろなんですけど、全てお金のかかることだと思います。今回当初予算から初めて参加させていただいたところで100億円以上の予算、これ僕は自分で商売をやって19億円やって、それでもすごいお金やなと思うてたところに100億円を超えるお金で、ほんで簡単に数千万円のお金の説明がいくんでまだまだ頭がついていないんですけど、本当に限りある財源だと僕は思ってます。それで、まだ1年もたっていないんですけど、この町の方向性として、子供とか福祉が第1なんか、文化が第1なんかっていうのが非常に悩ましいなというところでした。印象的にです。それで、町の運営としてなかなか事はスピーディーに動かないなっていう感じも受けました。

そこでなんですけど、多分昔の町立温泉病院にしろ、今たくさん使われてない部分っていうのは100年も150年もたてば同じように遺産になってくると思います。もう、むちゃくちゃなことを言ってることを承知で言ってます。それで、その中で町の方向性として未来ある子供たちに1円でも多く財源を残していただきたいなというところがまず1点と、それと今日の一般質問全体の中でなんですけど、赤字の施設を閉鎖するよっていうところ、もうそれだけで僕は十分やと思ってます。何せ赤字は駄目なんですっていう考えなんで、そのあたり、ちょっとまとまってないんですけど、これからのお金の使い方としても優先順位をつけるとすればどんな優先順位があるかっていうのを、町長、よろしければお願いします。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 今後の財政運営の中で何を優先するかということかと思えます。

私、かねてから申し上げているように、防災・減災対策ってまず町民の命を守る、これもう守らないと、それは私、行政、町長の一番の役目だと思っておりますので、まずそちらを優先していきたいと思っております。

そういった上で、子ども・子育てであったり、福祉であったり、観光であったりっていうのがおのずとついてくると思いますので、まずは安心・安全なまちづくりというのが1番ではないかなというふうに、私は個人的に考えております。そのために庁舎をどうするんやとか、そのために消防本部を早く、今まで全然検討してなかったんですけど、それを最優先でやりましたので、そういった現れの一つがそういったことでございますので、私は個人的にはそう思います。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 9番松本君。

○9番（松本和彦君） ありがとうございます。

この当初予算の中の国保の資料のところ、出産祝い金がたしか8名、それで埋葬費が40名、それが紛れもない事実だと思います。本当に一人でも多くのお子さんがこの町に増えていただけるようなまちづくり、そして高齢者の方が安心してまた暮らしていけるまちづくりをしていただければなと思ってます。

その上で、またしつこいようですが、一円でも多く未来の子供たちに、孫たちにお金を残していただける財政をしていただければなと思ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（曾根和仁君） 9番松本議員の一般質問を終結します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定しました。

延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時52分 延会